

始





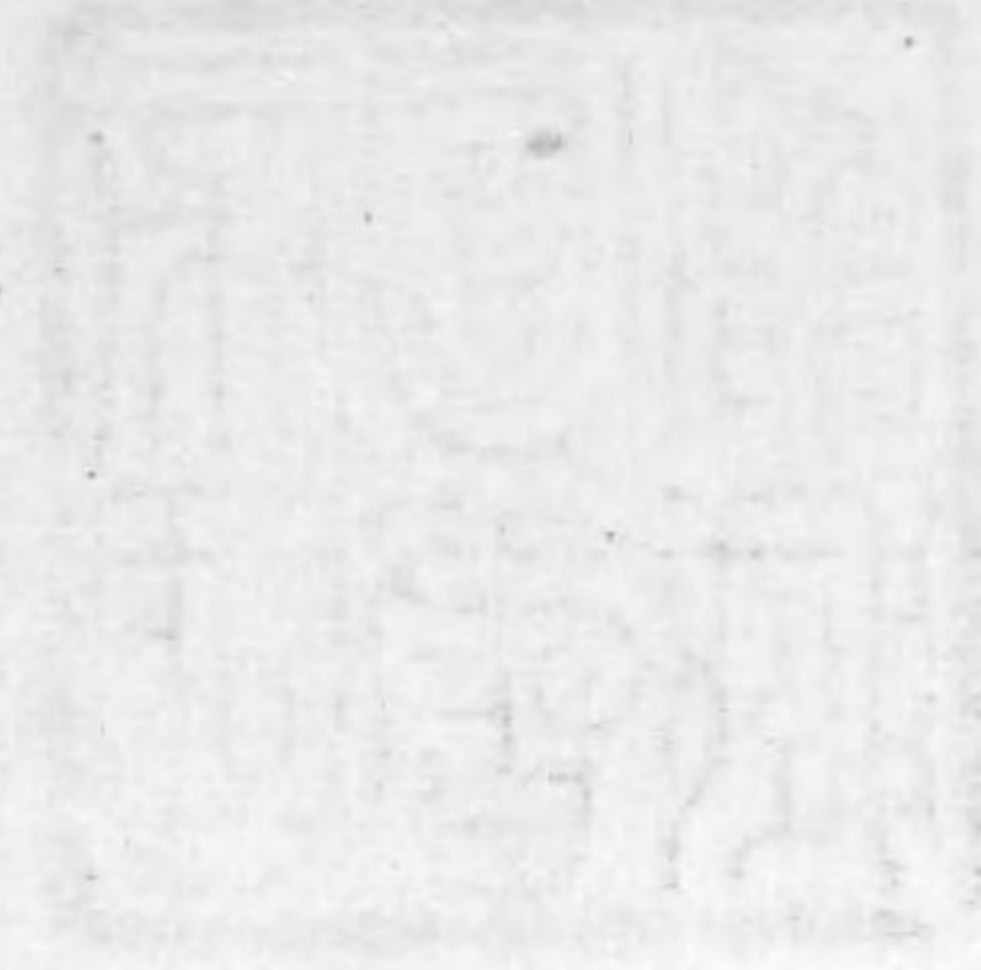
324-599



三重縣神社誌

一

大正  
8. 6. 24  
内交







三重縣神社誌

三重縣神社誌 一 目次

津市

- 別格官幣社 結城神社
- 官祭招魂社
- 縣社 八幡神社
- 縣社 高山神社
- 郷社 大市神社
- 村社 小丹神社
- 村社 比佐豆知神社
- 村社 稻荷神社
- 村社 市杵島姫神社
- 村社 丸山稻荷神社

四日市市

- 一
- 二
- 二四
- 四五
- 五六
- 七七
- 七八
- 一〇九
- 一一五
- 一二三



縣社諏訪神社  
村社八幡神社  
無格社鶴森神社  
無格社八幡神社

一二八  
一六四  
一七一  
一八七

宇治山田市

縣社箕曲中松原神社  
村社上社  
村社舊社  
村社河邊七種神社  
村社船江上社  
村社坂社  
村社世木坐度會氏神社  
村社須原大社  
村社藤社

一九二  
二七四  
三一二  
三三三  
三三三  
三四七  
三五四  
三七三  
三九〇

村社今社  
村社宇治山神社  
無格社猿田彦神社  
無格社白子園稻荷社

三九九  
四〇九  
四五五  
四六五





(繪圖所名宮參勢伊) 橋戸江津ノ間年政寛



(繪圖所名宮參勢伊) 浦ヶ漕阿ノ間年政寛



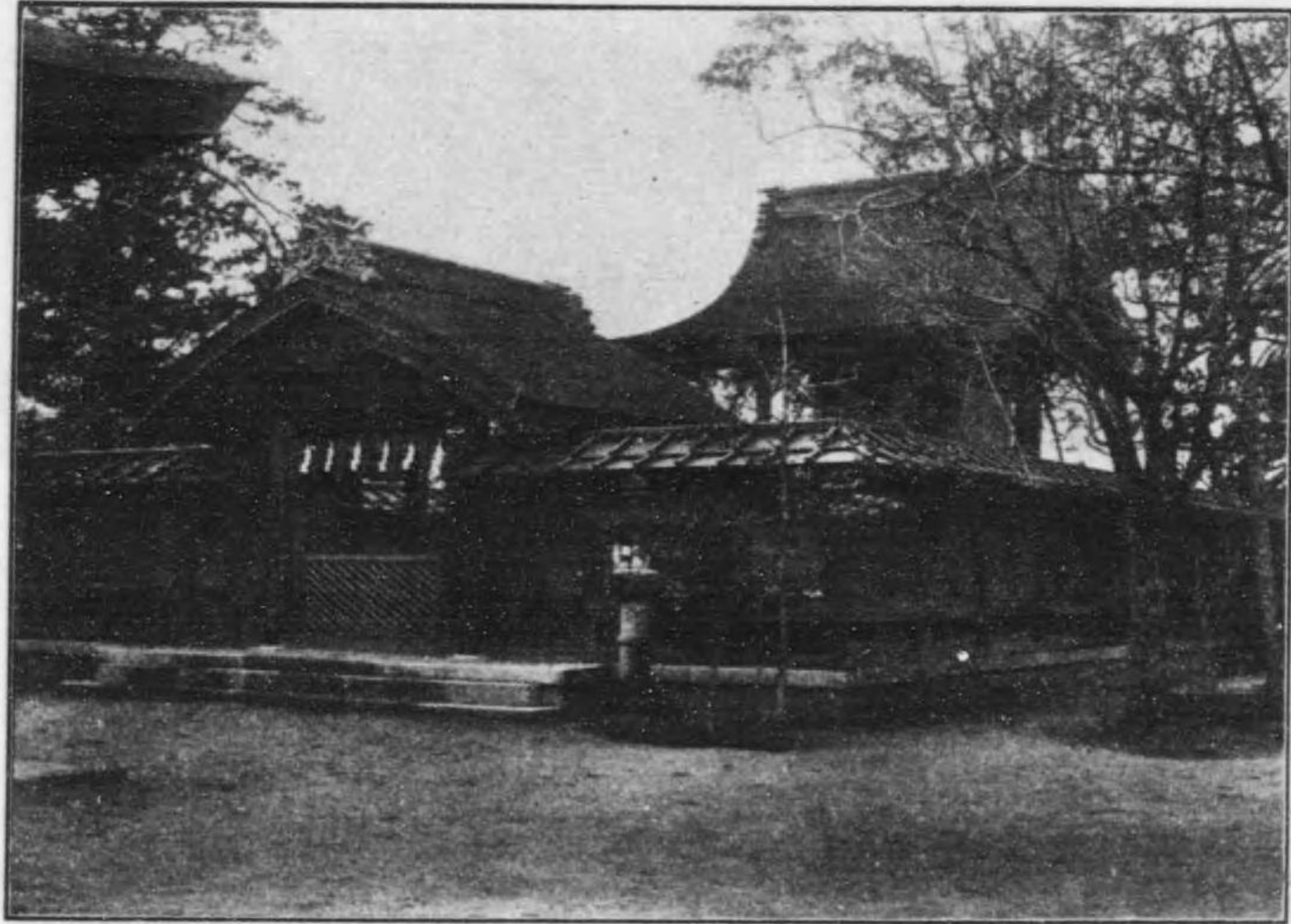


(繪圖所名宮參勢伊) 市日四ノ間年政寛

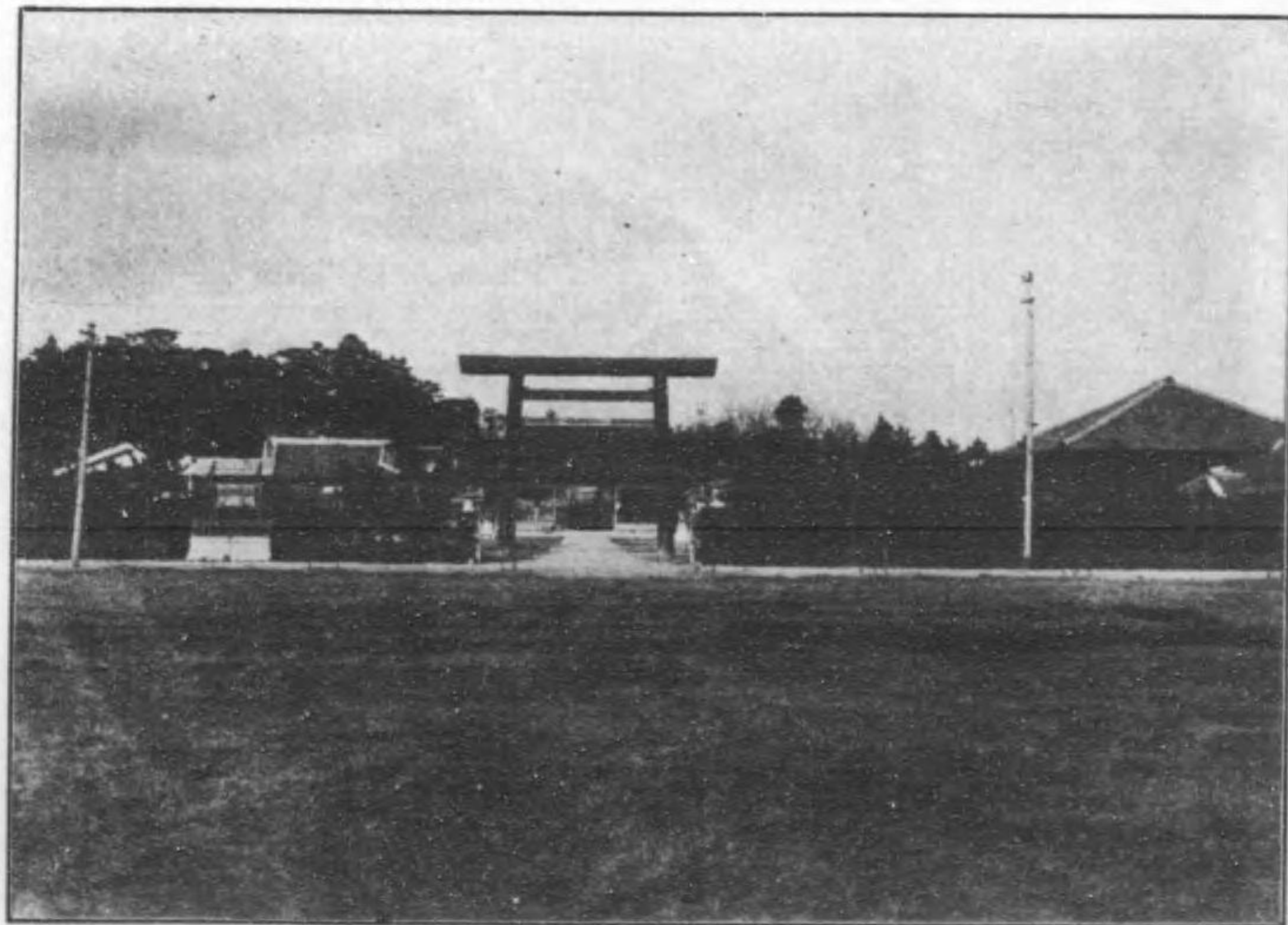


(繪圖所名宮參勢伊) 川宮ノ間年政寛





別格官幣社 結城神社



官祭招魂社



# 別格官幣社 結城神社

津市大字藤方字八幡田二、三四一番

## 一、祭神

結城宗廣朝臣

配祀結城親光朝臣以下殉難戰歿將士

## 一、由緒

「明細帳」に贈正三位結城上野介藤原宗廣朝臣は陸奥國白河の城主にして元弘三年に密詔を蒙り一族を率て義兵を擧て新田義貞卿と共に北條高時を亡し宸襟を安し奉り其後北畠顯家卿陸奥出羽二國の鎮撫として皇子義良親王を奉戴し下向せられければ之に參與して善く其二國を治められき足利尊氏逆を企て乱を起すに及んで顯家卿と共に皇子に従ひ二回京都に上り所々にて戦ひ毎に勝利を得られしかとも遂に顯家卿は阿倍野に戦死せられ皇子は吉野の行宮に赴き玉へるを以て朝臣も亦追繼て行宮に參向せられけり斯て楠新田名和菊池等の功臣次第に討死し皇





軍日々に衰へ寂慮も更に穩かならず諸臣も皆色を失へるに朝臣獨勇氣  
 撓まずして重て皇子を奉載して東國に下り義兵を募り天下を回復せん  
 ことを奏上せられけるに朝議忽ちに決し延元三年八月北畠顯信卿と共  
 に義良親王を奉戴し本國陸奥に下らしめ玉ふ然るに陸路は賊兵充塞し  
 通り難きを以て當國度會郡大湊を發船し天龍洋を過て伊豆の岬に到ら  
 れけるに颶風俄に吹起り皇子及顯信卿の乘玉へる御船にも相離れ七日  
 七夜海上に漂ひて遂に此安濃津に到着し尙ほ順風を得て再び發船せん  
 と待居られけるに鬪らすも激病に罹り歿せらる是延元三年十月五日年  
 七十三歳なりと云其歿するに臨みて刀を抜き切齒して乱賊を滅し國家  
 を恢復せんことを遺囑せらる其語の凜烈なる今猶ほ人をして毛髮を立  
 たしむ實に楠子七生の言に配して耻ることなし蓋し南朝忠臣の中其身  
 死すと雖も尙ほ逆賊を亡し國家を恢復せんことを天地に誓ひ之を明言  
 せらるゝに至ては楠子の外其比を見ざる所なり遺骸を葬りし地は本社  
 の側なる墓碑のある所即ち是なり而て其墳墓の西の方に小祠を建て古  
 劍を藏めて此藏むる所の古劍は則ち朝臣の終に歸て  
 抜けて慷慨せられし所の者なりと云ふ神体となし朝臣の英靈を祀りて結

城明神と稱しけり又後ち世人此社に祈請して病難を免るゝこと屢々あ  
 りければ俗に之を結城醫王大明神とも稱しける而て此社何人の類し所  
 なるか詳ならず然れども此固より偶然に出るものにあらずして當時忠  
 義の氣に感じ且神異の驗きものあるありて祠れる由言傳たり寛永九年  
 に當津藩主從四位大學頭藤堂高次近傍の垂水村千歳山なる八幡神社を  
 當社の傍に移す而て藤堂氏に於て累代其八幡神社を崇敬する最も深重  
 なりしを以て土人も亦共に之を崇敬し遂に當社をして地主の神或は古  
 社八幡宮と稱するに至れり其祭祀の如きは八幡藤枝兩町に於て産土神  
 と等しく年々怠らす之を行ひ來れり和泉守藤堂高免深く朝臣の忠義を  
 欽慕し其藩儒士津坂孝綽の建議を納れ文政七年に神社を再建す此時に  
 當り社殿を稍大にし桁行五尺  
 梁行四尺輪奐の觀を改め又祭典を盛にし毎年例祭に  
 は重職の士を遣して代拜せしめ而て祭典及修繕の費用等悉皆之を該藩  
 の支出に任せり從一位前關白左大臣近衛忠熙公此舉を嘉して結城明神  
 の額を寄附せられ是に於て朝臣の忠徳を知るもの多きに至れり然るを  
 高免後藩廳幕府の嫌疑を恐れ漸次に其例式を怠り或は藩士の内横議臣



は志を遂げずして死せられたるを以て武士たるを爲すものありて其祭典及修繕の如きも  
もの、参詣すべき神社にあらず云々等の議あり

神官及八幡藤枝兩町の人民に放任し數年を経過したるにより遂に復た  
其奉仕其崇敬を闕き忠徳を知る者鮮なきに至れり而て明治七年神社取  
調の際之を無格の雜社とし其側なる彼の千歳山より移せし八幡神社の  
附屬社となせりこゝに於て全く一社の資格を失ひ其祭典も亦益々微々  
にして僅に告朔の餼羊を存するのみ且つ其社殿も頗る頽廢して雨露を  
凌ぐこと能はず其慘狀舉て言ふへからず茲に明治九年十月例祭の日に  
當り本國飯高郡大足村川口常文偶々來り拜して深く感ずる所あり自ら  
首唱して廣く同志を募り社殿を湊川神社と同様に改造し朝臣の忠徳を  
天下に旌表し又其子判官親光朝臣に於ける其將略威望楠名和の二將と  
等しく當時三木の稱あり其皇家に功勞あること廣大なるを以て此朝臣  
の靈及一族殉難の士の靈をも配祀せんことを發起せり然るに當時の社  
殿は藤堂氏の造營に係るを以て常文深く斟酌する所ありて舊津藩主華  
族正四位藤堂高猷に就て其先志を紹き之か首唱者たらんことを奨むと  
雖も納れず其事再三に迫て同十二年二月高猷自ら首唱者たらんことを

四

謝絶して金五百圓を寄附す於茲常文自ら首唱者となり乃ち私財を抛て  
百方に奔走し其忠徳を講明し而て廣く同志を募集することを勉む世人  
或は常文か所爲を狂愚と爲し之を嗤笑す然れども常文自ら信すること  
厚くして毫も之を顧みず益々奮て已ます因是遂に興感して之に應ずる  
もの日に増し月に加はれり九月當社をして村社に加列せらる此は當時の神  
官當地の有志

と連署して別段の社格に列せられんことを本縣へ請  
願せしに依り内務省へ經同の上村社格に指令有之也

神殿を改造し其子親光朝臣及一族殉難の士の靈をも配祀せられんこと  
を請願し十一月十七日允許を得十三年七月 天皇三重縣へ御巡幸あら  
せられしとき朝臣の忠烈を御追賞あらせられ侍従萩昌吉を勅使として  
墳墓及神社に参向あり祭料金を若干圓を下賜せらる九月六日神社改造  
の舉あることを聞食され金二百圓を下賜せらる又皇族大臣参議及措紳  
諸家陸續金を出して之を賛成し又海内の志士仁人此舉を助くる者數百  
千人に及へり十五年一月二十四日特旨を以て別格官幣社に列せられ五  
月一日三重縣令從五位岩村定高を勅使として参向告祭式を行はる六月  
三十日に毎年五月一日を以て例祭日と定めらる十月五日別格官幣社の

五



明治三十八年十一月十八日贈正四位親光朝臣に正四位を贈らる  
大正七年十一月十八日宗廣卿に正二位を贈らる

坐列を藤島神社の次席と定めらる十六年八月六日特旨を以て正四位を贈らる九月十日三重縣大書記從六位下山向を勅使として參向告祭式を行はる十七年四月二十五日次子結城親光朝臣及殉難戰歿の將士を配祀せらる此親光朝臣及一族殉難の士を配祀せしことは前に記せるが如く去る明治十二年に有志者に於て請願せしに仍て既に許可せられたりしを別格官幣社に列せられし際其違書に祭神結城宗廣とのみ記し親光朝臣以下を載せられざりし故に宮司より上申に及びし倍社格を別格官幣社に列せられしを以て造營の事業も總て官營に屬す此造營費額の内へ川口常文等の有志者より金千圓人夫千人地所一反二十歩を獻納す此他に隱然財物を抛て心力を盡せるもの頗る多々なり又當安濃津の市街各町及遠近諸村の人民舉て神德を仰慕し來て土砂を運搬し或は敷地の杵築等をなし其信意を表せしもの殆んど十萬人に及へり十七年五月十三日本殿拜殿中門透塀内玉垣社務所手水屋形等落成す同月廿日午後第九時遷宮式を行へり其殿内の裝飾敷設等最も清潔美麗を極む又有志者より槓錘太刀弓矢等種々の神寶を奉獻し之を殿内に納む然して其渡御の行粧嚴肅整正なること舉て謂ふへからず數萬の參拜人各其儀式を拜觀して當時朝臣の功勞を仰き忠義の後榮を知り感稱して止ます六月五日親光朝臣以下殉難戰歿

の將士配祀の式を行へり此式今日まで延引せしもの抑も朝臣か皇子義良親王を奉戴し北畠顯家卿を補佐し東西に奔走し國家の回復を謀り玉ひし其功勞舉て謂へからず然れども當時其力を竭さるる所のもの冥々の中に在るを以て其大功偉績完く世に顯はれず故に古來其英靈を祀れる此神社の如きも亦世人の偏く之を知るに至らず榛莽の間に埋没して五百有余年の久しきを経たり然るに大政維新の盛時に遭遇し五百四十五年の後即ち明治十五年に至り勅祭を行はる其誠忠大節天下に彰はれ其德光赫々として日月と光を争ひ天下の士人普く之を尊崇仰慕して止まざるに至れるは實に聖世の德澤と云ふべきなりとあり

### 一、境内神社

伊奈利神社

### 一、祭神

宇迦之御魂神



建速須佐之男命

彌都波能賣神

大物主神

大山津見神

一、由緒

「明細帳」に奉祀の年月等詳かならざれども舊記古老の云傳に據れば寛政年中藤枝の者冥護を蒙りし事のありてより參拜するもの増加し遂に衆人の信仰を捧ぐるに至りし者にて鎮座は寛政年度以前なること明かなり従前は縣社八幡神社の所管社たりしか明治十七年結城神社に附屬して同社の末社たるの認可を経たり鎮座地は結城神社の玉垣外北東の森林中にありしか明治四十一年四月結城神社の古殿に移轉奉祀の義内務省の許可を経て同年九月十五日に遷座式を奉仕せり此より先津市藤枝町なる無格社須賀神社を當末社に合祀の件同社信徒の希望により同年六月其筋の認可を待しかば其合祀遷座式をも末社遷座式と同日に執行

せり」とあり

一、建築物

本社

社殿流造檜皮葺

拜殿

中門祝詞舎

透塀

内玉垣

神庫 神饌所

社務所

祭器庫

手水屋形

鳥居五基

燈籠三基

戦利品置場

附屬官舎二棟

末社

社殿 玉垣 石塀

一、境内

三千四百七十七坪

外墳墓敷地二百三十六坪

一、末社

崇敬者 六百人

一、祭日

祈年祭 二月



新嘗祭 十一月

例祭 五月一日

一、寶物

後醍醐天皇御繪旨二通 建武二年七月三日大膳大夫判  
元弘三年四月十七日左中將判

御下文 一通 建武二年正月十八日袖判顯家卿

御國宣 三通 延元元年六月十九日鎮守軍監有實奉  
建武二年八月九日右近將監清高奉  
建武二年十月廿六日右近將監清高奉

紫小旗 一旒 傳 後醍醐天皇より結城宗廣へ下賜

鎧袖 二個 傳 結城宗廣着用

其他古文書刀劔等四十六点

一、基本財産

金壹萬千九百圓 公債証書

◎墳墓 碑泉洲石高四尺五寸 四方廣各一尺六寸

龜跌以下御影石 總高一丈三尺二寸

往古は塚上に石地藏六軀を安置し結城塚或は入道殿の御墓と稱したるか  
數百の星霜を經過せるを以て知るもの殆んど稀なるに至れり文政七年津  
藩主藤堂高元朝臣の忠徳を欽慕し墳墓を修理し石柵を設け墓碑を建て彼  
の六地藏を臺石の下に埋め而して碑石の表面には自ら結城神君之墓と云  
ふ六字を書し背面には藩儒津坂孝綽をじて朝臣の功績を詳録せしめたり  
然るに碑石落成すと雖も幕府の支障ありしを以て建設することを得ざり  
しか高元歿後文政十二年に至て竊に建設したりしも藩中幕府の嫌疑を恐  
れ種々の俗説をなせるを以て此墓に詣るもの漸次跡を絶ち荆棘路に横は  
り蔓草蔭を覆ひ石柵既に倒れ碑石も亦將に傾かんとするに迫れり時に明  
治九年十月飯高郡大足村川口常文遇々來り拜して深く感ずる所あり同十  
五年有志を募りて修繕を加く風致を整へたり

碑銘

嗚呼是爲結城神君之墓云、謹按國史、并攷家乘、公諱宗廣、承藉爲上野  
介、晚薙髮號道忠、其先出於鎮守府將軍藤太秀卿、自曾祖上野介朝光  
仕鎌倉將軍賴朝、世食總之結城、遂以爲氏、公家別居奥之白河因稱白河



結城、元弘元年秋、北條高時、搆逆遷、乘輿于海島三年五月、密詔論公、發與羽兵討高時、公適在鎌倉、即率二弟祐義廣堯及一族、從新田義貞攻戰、高時伏誅十月禰鎮守府大將軍北畠顯家奉、皇子、略定與羽二州奉服、皇子即、正平天皇、時甫六歲也、建武二年十月、足利尊氏、反于鎌倉、王師征討失利、延元元年正月、尊氏長驅、入寇、京師、車駕幸叡山、公次子、左衛門尉親光夙有材幹、驍勇善戰、往屬北條氏、守六波羅、既而悔非歸順、甚被親信、為檢非違使、將略威望、與楠正成名和長年齊名、有三木之稱焉及寇至、獨留居、闕下、率兵佯降、欲刺尊氏、不克、斫叛將大友貞載死之、朝野痛惜焉、公從顯家、奉、皇子赴難、比至鎌倉、尊氏既西、兼程追躡入援、與顯家義貞正成長年等、擊賊將細川定禪於三井寺潰之、尋數戰于都下、尊氏大敗、公與諸將追至豐島川、又大破之、明日又擊之湊河、尊氏遁走筑紫、車駕還闕、三月、公從顯家、奉、皇子東歸、四月、尊氏復大起兵入寇、官軍敗績、車駕再幸叡山、二年八月、公重從顯家、奉、皇子赴援、賊邀戰于利根川、公共顯家擊破之、十二月、進攻鎌倉克之、足利義詮走、遂衝賊藪西上、所至戰皆克、三年

正月至美濃、賊將高師泰、扼隘逆拒、轉道伊勢、師泰尾至雲出川、返戰破之、公皆與有力焉、二月、抵南都、時、乘輿蒙塵、駐蹕吉野、顯家因召諸將、議軍所向、公慨然奮曰、我軍連戰累捷、已開入京之路而猶憚賊不得進、南避詣、行在、為儒甚也、宜直進襲克復京師、掃蕩凶徒、不濟則暴屍都下耳、顯家大稱善、會賊將高師直來攻、顯家戰敗、薨于安倍野、公孤軍無奈、入朝、行宮、方是之時、中將義貞、在越戰歿軍潰、顯家弟少將顯信、屯戍男山、亦棄而歸朝廷震驚、不知所為、公奏曰、往者顯家三年之間、再率大軍入援、以與羽善服威令、無後顧之憂也、請今因民心未變、重奉、皇子以往、建號、明令、懲逆獎順、經略之功、何患不濟、臣按地圖、與羽之曠莫、殆當天下之半、可得勝兵五十許萬、臣白首戴冑、壯而從之、於是閏七月、顯信假拜鎮守府大將軍、公從顯信、又奉、皇子、往鎮東陸、諸軍慮路梗難通、畢會伊勢、浮海東下、八月發大湊、九月十一日、過天龍洋、至伊豆崎、遇颶風暴起、船皆飄蕩、與、皇子、及顯信相失、公船漂七日、還抵安濃津、候風十餘日、不幸嬰疾、遂至不起、有



所識僧來問、就枕側告曰、死迫矣、唯誦佛號、莫有他念、若有所遺囑、爲致諸郎君、公曰將瞑、聞之奮起曰、我生七十、百事完足、莫復遺念耳、但恨不得爲國家滅賊、以恢復天下、死而不可忘也、爲我致意兒親朝、居憂勿脩佛事、唯速誅賊、梟我墓前、聿追來孝是而已矣、言訖、拔刀慨嘆、切齒而卒、訃聞

天子震悼焉、惜夫親朝怯懦、不能繼先志、擁兵坐視關城急、遂叛降于賊、何其不肖也、親光忠勇義烈、不忝爾所生矣、公自起義以來、勤勞不可勝述、既及大厦再覆、猶欲一木獨支、其徇與羽、以圖興復、進謀誠感、大彊人意、天不棄忱、謂之何哉、勤王之志、終始不貳、臨死益切、遺命壯烈、不讓有宋宗忠簡可以泣鬼神矣、當時浮屠輩、憎其斥佛事、捏造陷泥梨狀、以誑親朝、漫載諸筆、愚俗傳誦焉、固不足挂齒牙耳、我津城南郊八幡宮林中、有公墓并祠、祠號結城明神、夫當時忠賢、南木明神、名和明神之廟、皆儼然其鄉、公亦祀于此、列爲三明神、至忠之感人、各地一揆也、公之卒、去今四百八十有七年、猶爾見生氣漂々、於戲、豈非真英雄哉、文政甲申之春、我公欽其德義、脩拓祠宇、輪奐改觀、內大臣近

衛公賜額、金字輝煌神明彰矣、尋後築石、脩墓建碑以表之、親筆題署、蓋傲水戶義公湊河楠子墓之舉云、庶亦使人觀感可以鼓舞士氣矣、且是地也、詣皇太神宮者、四方所經過、則其所以爲忠義之勸、舉天下之人仰焉、不獨國人而已也、臣孝綽奉命勒石、短筆梗澁、無任惶悚之至、拜手稽首、敢恭序而銘之、是歲、孟冬五日、卽公之忌辰也

維盛忠亞楠子、豪武王之爪牙、矍鑠老而益壯、恢復緬仰雄圖、百戰敵愾良苦、天乎世運蹉跎、義踏東海而死、敢從逆賊立家、英烈之氣如生、亘千載而不磨、穢史冥果之誣、天定如神德何、名勝有若廟墓、誠亦吾土之華、盛舉興脩曠典、媲美于彼湊河、聿來景仰風節、懦夫其奮氣義、

津藩國校督學兼侍講津坂孝綽謹撰

督學參謀兼侍讀石川之聚拜書

#### 考證

按に本社を現在の地に建てられしは其の墳墓の地に因めるなり然れども宗廣卿の墳墓に就ては古來異論ありて猶大に研究の餘地あるに似たり今の墳墓はもと結城塚又は結城明神と稱せるものにして寛政の伊勢參宮名



所圖會に「八幡社の後に小祠ありこれは結城入道宗廣の古墳なり」と記せるを記録上の初見とす但其の何の頃何人の創唱に係れるかは不明なれと彼の太平記流布本結城入道墮地獄事の條に「中にも結城上野入道か乗たる船悪風に放たれて渺渺たる海上にゆられ漂ふ事七日七夜なり既に大海の底に沈むか羅刹國に墮かど覺しか風少し静りて是も伊勢安野津へそ吹着られける爰にて十餘日を経て後猶奥州へ下らんと渡海の順風を待ける處に俄に重病を受けて起居もさらに叶はず定業極りぬと見へければ云々」と云へるに起因せること論なし然れども参考太平記に依れば今川家本毛利家本には宗廣卿の漂着地を吹上村に作る云ひ猶天正本には山田の吹上と云所に十四日逗留云々ともありと云へりされは等しく太平記と雖も諸本必しも安濃津漂着とは一定せざるなり且卿か奥州下向當時義良親王の御船に同乗せることは延元二年九月廿九日付在常陸なる北畠親房公より白河なる宗廣卿の子親朝に送れる書狀○白河文書所収に見ゆ其の御船の伊勢篠島○今尾張知多郡に漂着せる趣は新葉集所載前大僧正賴意の和歌詞書に「延元三年秋後村上院かさねて陸奥のくにへくだらせまし／＼けるにいくほとなく御舟

伊勢國篠島といふ所へつきたるよし聞えしかば勅使として参りたりけるに云々とあるに明けし此を以て推せば宗廣卿も亦此の御船に陪して篠島に着せられしなり而して風波鎮れるの後更に船を舩し親王に従ひ奉りて篠島より山田の光明寺に遷り同寺に滯在中宗廣卿病を獲て没せられしものなるへし今鐵道山田驛の傍に宗廣卿の墳墓と傳ふるは寶篋印塔あり是れ光明寺か以前吹上町にありし時の遺跡にして後寺は前田の地に移轉せり即ち現在の地域なりとす其の光明寺は現今漸く衰頽せりと雖往昔は堂々たる一大伽藍にして南北朝の頃惠觀と稱する傑僧あり南朝の爲に大勝金剛法を修せる事等もありき是等の事實を彼の壯大なる建築物並に莫大の寺領と其の位置の神宮に近く且大湊の良港に接せる地利上の要衝に當れる事等に合考するに當時光明寺か伊勢に於ける南朝黨の策源地たりしこと昭々として夫れ明かなり是れ茲に義良親王及宗廣卿等か最後の到着地点を以て光明寺となし宗廣卿の終焉地を以て此の處に擬せんと欲する所以なり猶宗廣卿か光明寺に歿し其の墳墓の同寺内に存する趣は光明寺に藏する「ふきあけの口寺方丈御房まいらせ候 白河より」と題する書簡○世



に宗廣卿夫人の筆云ふ「中の一節に「さしも入道の存生の時より申承まいらせ候て  
 恐くばさる事なるへし」候けるゆゑにたかひの後も一向御はからひにてけうやうなごもこゝろや  
 すくして候けるよし承候程にさかく申はかりなく悦入まいらせて候な  
 らみち心にまかせず候ていまゝて御をこつれをも申候はす候へは人なら  
 ぬ心ちして候すこしみちこゝろやすくなり候はゝのほり候て御けさんに  
 も入まいらせ候又はか所をも見候へく候程にあはれゝゝこくみちあき候  
 へかしどねかい申てこそ候へ佛事なども同候はゝ御寺にてど心はかりは  
 思候へごもかなはず候へは歎まてに候と記せるによりても推し量らるゝ  
 なり而して此の文中に「はか所をも見候へく」ごある墓所こそ今の山田驛前  
 なる石塔の所在地なるへけれ

正確なる史料の教ふる處と諸種の方面よりする推理とは宗廣卿の墳墓の  
 山田の地に存在すへき事を信せしむるに餘あり此に反して津市八幡社内  
 なる結城塚なるものは根據薄弱にして今日の學者中殆ど信を置くもの無  
 きか如し但其の然る所以を最も早く論斷究明せる先覺者は大槻文彦博士  
 にして其の説載せて「史學雜誌」に在り今其の津の墳墓を疑へる要点を摘記

せんに

一、南北朝の頃伊勢は雲出川を界として南北に分割せられ北勢の方は足  
 利氏の勢力下に屬せり宗廣卿は此の敵地に着船し悠々として此の四  
 面楚歌の地に滞在せるが如きは到底あり得へからざる事なり且卿若  
 し此地に着すとせば直に味方の動靜をも探查し何等か劃策する處な  
 かるへからざるに「太平記」等の記事に毫もさる形跡なく自己一人無爲  
 にして過されしか如く見ゆ是れ甚た其の謂れなき事

一、安濃津は中世一大地變あり今の結城塚の位置の如き當時に在りては  
 汀線に近き所か或は海中なりしも知るへからずかゝる卑濕の地に偉  
 人の遺骸を葬るか如き事は事實有り得へからざるの事

一、今の八幡神社はもと垂水の千歳山に在りしを寛永九年に今の地に移  
 せるものなり結城塚か移社以前より存在せりとは認め難し津藩士山  
 中爲綱の「勢陽雜記」にも伊賀上野の城代藤堂元甫の「三國地志」にも更に  
 此の塚の事見えず此の二書は伊勢の地誌中最も早出のものにして且  
 其の著者は藤堂氏と最も親近の關係あれば此の塚の存在を知らざる



理なし是れ最も怪むべき事

の三條にして何れも傾聴に値すべき至當の疑問なりと云ふへし猶勢陽五鈴遺響には結城入道道忠墳は社域の東の方にあり一堆の地にして古昔石像の衣冠したる人形あり是を祀れり土人此處に瘡疾を病るもの祈るに必應驗ありて靈なりと云に據て近世の好事者碑を建へき設あり然れども銘文に公の障ありて今に空く廢せりと云こもありて建碑當時に於ても異議を挿むものありしか如し要するに津市に於ける結城塚は昔時藩閥の意地と主動者津坂東陽の功名心との爲に誇張せられたる形跡あり宗廣卿安濃津終焉説は獨り流布本「太平記」の俗説を傳ふるのみにして他の正確なる史料は萬口一齊悉く之を否認し却て其の光明寺に終焉の事を立證すも雖神社と墳墓とか必ず同地に兩立せざるへからざるの理なく他社の例亦必しも然らざるに似たり本社的位置如何は毫も祭神の尊嚴に累を及すものにも非ざること論を俟たず史的考證の結果如上の論に到達せるは誠に己むを得ざるなり且往時津坂氏等か考證の精を盡す能はざりしは是れ一面表彰に急なりしの結果他を顧るの遑なかりしに因るものにして深く諒せさせ

るへからず況や津坂氏等の擧か明治建祠の基礎を作るに於て大功あり宗廣卿の精忠大節愈々天下に著はるゝに至れるは全く其の努力の賜なり此の点に於て宗廣卿の現地に祀らるゝは極めて當を得たるものと云ふへし



# 官祭招魂社

津市大字下部田字北羽所千三百九十五番ノ三外二十六筆

## 一 祭神

明治維新前後三重縣出身殉國者

## 一 由緒

明治六年己巳年十一月舊津藩主藤堂高猷安濃郡八幡町八幡神社の境内に小祠を建て戊辰の役官軍に従ひ戦死したる藩士の靈を祀り表忠社と稱したりしか明治七年三月官祭に列せられ同八年十月招魂社と改稱す其後明治十年西南の役に於ける本縣下出身戦死者を東京靖國神社に合祀せられたるも遺族の多くは遠隔の地にある同神社に参拜すること能はざるを憂へ明治十九年許可を受け本社に合祀し明治三十四年六月官祭招魂社と改稱す同三十五年明治三十七八年戦役及明治三十三年清國事件に於ける死歿者合祀の許可を受け明治四十二年津市大字下部田に移築し同時に明治三十七八年戦役及韓國是徒鎮壓事件死歿者を合祀す

明治四十三年十一月十三日  
聖上陛下東宮に在し、時本縣御駐輦の際東宮侍從田内三吉を差遣あらせられ幣饌料を献らる明治四十四年五月 昭憲皇太后神宮御参拜の際幣饌料御下賜あらせらる同年七月朝鮮暴徒鎮壓並臺灣土匪又は生蕃討伐に従事し死歿せる者を合祀し大正四年七月日獨戦争並に臺灣蕃匪討伐事件及元治元年京都御所に於て戦死したる桑名藩士を合祀せり

## 一 建築物

本殿 神明造檜皮葺 拜殿 玉垣 神饌所 社務所 表忠館 手水屋形  
鳥居二基 燈籠六基 狛犬二基

## 一 境内

## 一 祭日

例祭 四月二十日

## 一 基本財産

金壹萬千參百圓 三重縣農工債券



# 縣社 八幡神社

津市大字八幡町藤方八幡田二千三百三拾九番地鎮座

二四

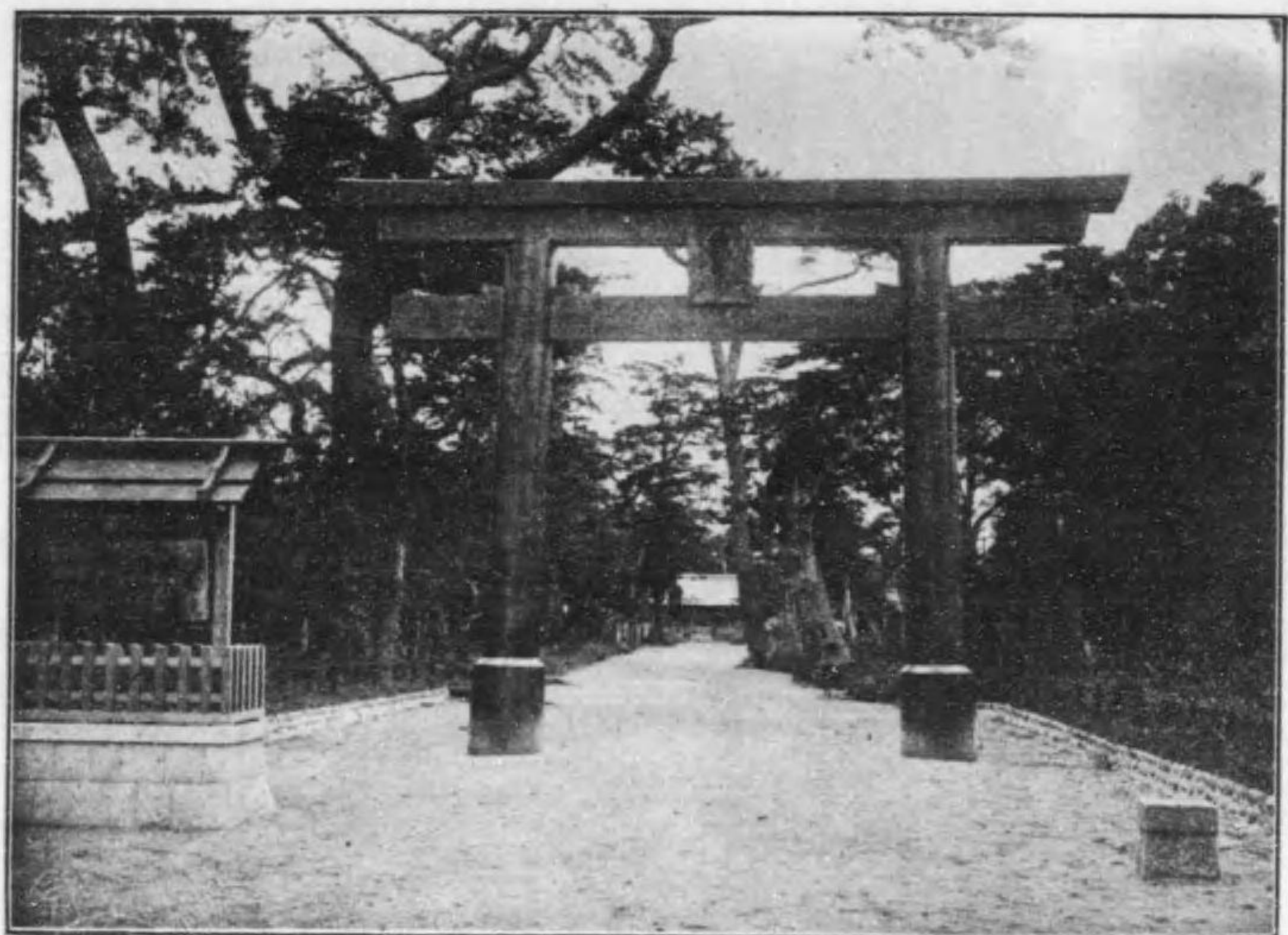
## 一、祭神

應神天皇 オホシラノミコ 住吉大神 スミヨシノオホカミ

神功皇后 ミコノミコノクニノミコ 藤堂高虎 トウダノタカタケ

## 一、由緒

「明細帳」に勸請建武年中足利將軍家の宿願に依り伊勢國に初て八幡宮を建立の砌山城國男山八幡宮の分靈を垂水村千歳山に勸請ありと申傳ふ尤大社にして崇敬社なりき或時元津藩主藤堂大學頭高次公藤堂二代目の祖鷹狩の砌急雨降り來り人家遠し故に此八幡宮の社殿に雨宿りに休息あり其後追々參拜あり崇敬倍々厚く依て寛永九年正月藤方村結城の森に（現今の社地是なり）社殿を遷し悉く造營ありて家の祖高虎公の神靈を合祀して社僧神官市女等拾余員を奉仕として崇敬あり寛永十二年八月祭禮始る津市中の各町へ祭禮永世懈怠なく勤むべき費用の料として該社寶前の備へ金



一ノ社神幡八社縣



二ノ社神幡八社縣



を貸渡されたり寛永廿一年垂水村藤方村兩村の内にて三百石を神領として寄附せられて永世藤堂家の鎮守神社に定められて代々崇敬あり依て御一新の際迄諸般替ることなし尙祭禮の規式は毎年八月九日に八幡町旅所に神輿を遷し同十五日に城内を初め市中各町へ神輿遷行あり社僧神官市女等を始め各町より練物を出し各町役人も共に供奉し尙藩よりは警固の人数を出され其行裝の嚴重なること能く世人の知る所なり廢藩の砌市中の産土神として氏子の崇敬社となる明治六年三月地方官より安濃郡郷社の格に列せられたる旨達せられたり明治十四年九月十四日縣社加列あり

明治三十九年十二月三重縣告示第三百八拾號を以て神饌幣帛料供進指定社となれり

### 一、考證

「勢陽雜記」一、八幡宮津より南  
貳拾町 一志郡の境安濃の郡之中たり阿古木浦藤方の山に隣れる松原に宮居まし、此所に何れの頃か勤請有けるや舊記をもしらす時に隨ひ盛衰もあらんかし少しき社成けるを寛永九壬申年大守高



次公あらたに造營まし、て社壇拜殿及瑞垣鳥居其外神樂祭禮之調度に  
 至迄善美盡せり社僧神主禰宜乙女等數輩社領寺領高三百石をこゝの沙  
 汰ともいふに不及鳥居の額拜殿の哥仙親王攝家或は高家あまたの筆を集  
 給へり神前之燈籠繪馬などは兩國の諸士君を仰きて寄進する事おひた、  
 し自是八月十五日祭禮當日として前九日より七日の間御旅所え神輿を移  
 し奉る其規式祭禮之粧ひ花麗成事京の祇園會江戸の山王祭にも如何おこ  
 らん御旅の寶前にして七日之内種々音楽歌舞盡し異類異形の和漢の珍物  
 を持參し參詣の輩に披露す是皆不招に群參す(中略)祭禮之次第町々十番に  
 組合せ種々様々の出立都合人数壹千七百五十人こそ誠に夥敷祭禮也」  
 『三國地志』「按八幡浦郡界に坐す本社舊建部地主八幡住吉の三神を祀る寛永  
 九年大通廟の修造によつて社頭壯麗觀を改む每年中秋の日大祭あり今所  
 祀は八幡高良住吉の三座にして建部明神は別社に齋る也其沿革時世を詳  
 にせず」

「古屋艸紙」 「八幡 八幡宮 國八幡なり津大守公氏神なり」

「背書國誌」 「一八幡宮 應神天皇神功皇后二座津大守公氏神」

「伊勢參宮名所圖會」

「八幡宮」

岩田橋より二十町南又巽の社とも云此  
 邊八町程の間の地名を八幡といふ ○昔平氏の初正盛忠盛などの勸  
 請せし社安濃津の町に在りて  
 少なき宮なりしを寛永九年壬申年城主の祖此こゝへ引てあらた  
 に造營し給ひたりしを毎年八月十五日祭禮 夥敷禰り物等出す」

「勢陽五鈴遺響」

「八幡宮」

岩田より二十町巽の田圃の中森然たる處に南  
 面にあり安乃津の大祠なり方俗巽位に坐す故に巽の社とも稱す此社地は  
 町の間を街道を八幡町と稱す旅所は今の八幡の町の官道の東の傍に纔に  
 松林あり毎歲八月祭祀のとき前九日より十五日に至る神輿をこゝに遷し  
 て四方の詣人に拜せしむる處なり

本社は八幡町の官道より行樹の松林を東へ入て一鳥居あり前に拜殿承塵  
 の上に三十六歌仙を掲く親王及攝家公卿の筆なり 燈籠及畫馬は本州伊  
 賀兩國の藩士の寄進若干あり祭神應神天皇社僧寒松院社司宮崎丹後守其  
 外下司七八輩あり相傳云古昔伊勢平氏本州を鎮め此に居す時に祭祀せり  
 其後廢絶して其地を遺失せるに似たり寛永壬申九年大守藤堂大學頭高次  
 大慶を修造あり其餘祭祀の具社僧神官及社領寺領三百石を寄せらる又毎  
 歲八月九日より十五日に至り祭禮の行粧行列の山鉦等錦繡を飾り美を盡  
 せり然れども祭禮行粧の列は時世の沿革に隨て今稍々異なり勢陽雜記に



所載は明曆中の行粧なり今増減あり然れども大略これに似たり詳は其書に據て閱すへし八月十五日曉より各其祭禮の町の戯童謳曲の役者旅所に群集し毎歲鬪を取て前後列行の次第を定め街道を北にして観音の前より京口城門に入り城内を廻りて又京口門より西町に出て北町より本道を歸るなり

〔歲事記 茱草〕 〔安濃津祭〕 十五日 社説に曰伊勢國安濃郡津城の南に

八幡宮鎮座往古住吉高良の二神殿中に寄座す 相殿に建武中足利尊氏卿一國毎に八幡一社を置ん

と欲し伊勢を以て始とす乃ち宮殿を千歳山の上に造り石清水の神を勸請し源家の興隆を祈る

舊記にいふ永正年中當國兵乱によりて神殿荒廢す僧願海募りて國中を化して再興す時に享祿二年也又數十年の後頽廢して僅に存す寛永壬申年城主田獵して爰に至り小祠を林樹の間に見る左右何れの神なるかを知らずのなし村老をめてこれを問ふ言らく足利將軍の建る處なり即ち心願を發して土木をあつめ正殿拜殿神庫華表を造る寛永十二年始めて祭儀を行はる同廿一年垂水藤瀉の二村三百石の地をつけて昌泉院を以て別當とす

今寒松院といふ古は山上にありて千歳山八幡宮と稱せり今の地に遷してより安濃津の城を守るを以て安濃津八幡宮と號す乃ち一志郡垂水村に屬す蓋津の城の街坊は奄藝安濃一志の郡に跨かるといふ

○按するに本社創建年代詳ならず世に傳ふる北畠親房公が「洞津考」なるものには「平家のむかし此國にひそまりける時か八幡の宮とていはひけるも絶て今あの傍とて田にすかれたる中にみゆる木は鳥井にてこそ有なり又左衛門塚とて礎の侍るものはやしろのあとにてあの、傍にはとふせいのひかしにあり楠の林とぞ申し傳へき」と見ゆ又「安古木双紙」に平次盛なるもの太神宮御贄所を犯せるの罪に座し阿漕浦に所刑せられたる事を記せるつゞきに「そのうち次盛の靈こんやみはひこり人のうする事ありければ僧の行鎮つかに候ひて後の世のことねもころにしけれども猶やまさりければみやすの友盛といへる平氏なりける神つかさぬさかりてはこらにはひなため侍り今は人もおろかにてまことをうしなひ貞盛のいはれし八幡とぞ申事にはなりき建長年中の造替の棟札にまさしく平氏八幡社三安友盛奉行となん有ける其むなふたは天王寺



にありとなんなにさて津の國には有ことにやらんたほつかなし」とも云へり猶多氣窓螢にも「むかし東の京に繪かくものあり名を俊時といふめり久我殿めてたきものにおほして當家へおくられき北多氣の別庄に繪かくせけるに安藝守清盛勸請の八幡のやしらのてい詞もおよはす書出しぬこれは度會延直か書たる繪のうつしけりしかるにかの八幡は東向なるに海をうしろにあてゝかきたれは西にむけるやうなり」と記せり「參宮圖會」「五鈴遺響等に本社を以て平氏の勸請となすは此等の書に據れるなるべし多氣窓螢は俗に伊勢の國司北畠材親卿の撰と稱すれども其の偽書たる事は世に隠れなきものなり又親房公の洞津考など稱するものも信用し難き書なり殊に同書自ら八幡社の地を塔世の東と記したればよし以上三書の八幡社草創記事を信なりとするも現在の位置には非ざるなり 本社の草創年代は津藩士山中爲綱が著せる勢陽雜記にも見えず且藤堂氏の一族たる元甫先生の「三國地志」にさへ明記せざる程なれば古來其の傳を逸したるものなるべし若し平家草創の事實にして知られ居たらんには豈此の兩書に載せざるの理あらんや五鈴遺響編者

の博學を以てして思此に及ばざりしは頗る遺憾に堪へず猶「歳事記」榮草に見わたる足利尊氏の石清水勸請説の如きは容易に信を置き難し唯寛永九年壬申の歳津藩主藤堂高次の大に規模を擴張し爾來藤堂氏歴世崇敬を盡せるは諸書の記載一致する處なり其の祭禮の如き固より古今の變遷無きに非ずと雖津市の年中行事中最も重要なるものたる事は世人の周知する處今之を贅せず

(社藏文書)

奉寄附勢州阿濃郡

八幡神社

高三百石在一志郡垂水藤方兩村之中

内百五十石 社僧 内貳拾五石五斗 御供田

百五十石之内

四拾五石 神主 宮崎丹後守

百五十石 禰宜 七人

右神領者爲相定御供宮社修造年々祭禮之貢物且又所願國家安全武運



長久毎日勵懇祈可抽丹誠者也仍寄進狀如件

藤堂伊賀侍從

寬永二十一甲申十二月十五日 藤原朝臣高次 花押

昌泉院法印御房

神主

勢州阿濃郡

八幡宮社領事

高合三百石 在一志郡垂水藤瀉兩村中

內百五十石

別當

內貳拾五石五斗

御供料  
宮殿修理料

四十五石

神主

百五十石

禰宜 七人  
神子 三人

右任寬永廿一年十二月十五日寬文十年十二月十五日寶永元年四月朔日寶永八年三月十五日享保十六年十月十八日元文二年八月七日安永三年正月十八日文化六年八月廿三日先判之旨同社彌國家平安

武運長久之祈禱不可有懈怠者也仍如件

伊賀侍從

文政十丁亥八月十一日

高猷 花押

別當坊

神主

奉寄進勢州阿濃郡

八幡宮之

銀子 拾貫目也

右意趣者年々祭禮無懈怠連續而幾久爲可令執行也仍以此銀子借與津中町人家々集其利分每年八月懸慰可相勤焉縱雖凶年不可減之前七日遷神輿於旅社往還可累置成之時還寶幣於本宮諸人可供奉之者也

從四位伊賀侍從

寬永十二乙亥年十一月十七日

藤堂高次 花押

昌泉院別當御坊



借用申銀子之事

合拾貫目也

右者勢州阿濃郡

八幡宮御寶前之銀子也每歲壹ハリ利息壹貫目指上以其銀每年八月十五日之御祭禮津町中トシテ不可有斷絶候此銀子借用仕者之内斷失候共其町中トシテ可令辨濟候若此銀子致疎略候カ又者御祭禮於運々懈怠八幡大弁蒙御罰今生ニテハ成白癩黑癩於來世者沈無間奈落綿々不可有浮期者也仍爲末代証如件

寛永十一年乙亥十一月十七日

分部町 四三右衛門正花押

外三十ヶ町 七十名連判

八幡御別當

昌泉院御房

神主殿

以上の文書によりて舊藩主及び一般市民か崇敬の厚かりし狀況を知るべく併せて當社神賑の起因をも知るべき也又藩侯任官の御沙汰を蒙られし時は君侯は衣冠家老奉行其他は身分に應し狩衣直垂にて隨從し奉告祭を行ふを例とせられ隔年國詰めの時も君侯自ら參拜せられ在府の時は必ず代拜を差向けられ其の都度加判奉行城内に詰切り警衛萬端頗嚴重なりき寛永九年御鎮座の當時伊勢參宮の道路を現今の地に變換し八幡町を新設し移住民には宅地を給與し課役を免し營業を保護し中にも烟草の專賣を該町民に限り特許せられたるなど偉大なる恩典を與へられたり斯くして社頭に要せる雜役は一切該町民の負擔と定め以て崇敬の實を盡されたる遺憾なしと謂ふべき也

一、境内神社

村社 牟山神社

祭神

正鹿山津見神

大物主神

少彦名神

大山祇神



猿田比古神

宇迦之御魂神

菅原道眞

八重事代主神

木花佐久夜比賣命

由緒

當社は元氣應神社と稱せしが明治三十九年七月二十三日許可を得て同八月一日大字津八幡町無格社山神社四社本社境内社伊奈利神社三社天満社事比羅神社を合祀し次て明治四十年九月十八日許可を得て同十一月二十八日に大字津入江町無格社興玉神社を合祀し次て明治四十年十一月十五日許可を得て同十二月廿二日に大字津極樂町無格社山神社を合祀し次て明治四十一年二月三日許可を得て同月十五日大字津北濱町村社牟山神社並に同境内社大國主社事代主神社天満宮伊奈利神社を合祀の上村社牟山神社と改稱し次て明治四十一年三月十日許可を得て同月廿日に大字津築地町無格社事比羅神社を合祀し次て大正二年六月廿三日許可を得て同月廿五日に大字津北町無格社天満宮を合祀せり

一、正鹿山津見神 大字津北濱町七百九十五番地村社牟山神社の鎮座なり

き其由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳當社は伊豫國正鹿山津見神社の分靈と云魚漁市場守護の神なり所謂は安濃津の市場に持出る處の漁士は毎日初て捕る所の魚を皇大神宮と日々饌の料に奉ると云風習あり其魚を奉る所を市の御厨と云畧日々の饌料の魚風波にて若し得難き時は此神に祈誓して魚漁に出るに必ず捕り得るとなり依て津の市場に出る所の者悉く崇敬せり故に漁士或は魚商の者は氏神の如くに信仰せり」とあり

一、少彦名神 本社境内氣應神社の鎮座なり其の由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳醫王大明神と云神祠往古より此地にあり病患を祓除し賜ふ靈驗ある神なり何時の頃よりか氣應明神と通稱して人民齒痛に惱者は此神に祈り守護を蒙りて苦患を免る其報賽として豆腐を献り拜禮す依て齒痛を癒し賜る神なり」と諸人信仰せり」とあり

一、大物主神 同神四座を合靈せり一座は大字津築地町百七十番地無格社事比羅神社の鎮座祭神五座の中にて由緒は「明細帳」に「當社は何れの時に勸請あるや不詳奉仕大山出羽と申せし者數十代相續の家にして此先祖なる者駿河國富士へ登山するより多くの信徒を集め海邊に遙拜所を設



け神社を建築して富士権現社と稱して彼の信徒の者遠近にかゝわらず  
 崇敬せり依て其地を權現と字せり是の神社は今の贊岐町の産土神と崇敬せり 如是の信徒を集る程  
 のこと故當社の如きも諸民何れも信仰せり依て該町の鎮守にして例祭  
 を設け怠ることなく今に存在せりとあり一座は大字津北濱町村社牟山  
 神社境内社大國主社一座は本社境内社事比羅神社の鎮座なりしか由緒  
 は「明細帳」に二社共に「不詳」とあり又一座は大字津極樂町無格社山神社鎮  
 座祭神三座の中にて由緒は「大山祇神」に同じ

一、大山祇神 同神五座を合靈せり一座は大字津極樂町無格社山神社の鎮  
 座祭神三座の中なりしか由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳往古より鎮座あ  
 りて土地守護の神なり全く海岸故に波浪防禦の爲めに祭祀する處の山  
 神と云依て此處に於て疫病或は疱瘡に罹り困難する者往古よる有るこ  
 となしと云ふ全く防禦守護の神靈なりと毎年十一月七日神慮を慰め奉  
 るとして神輿を出して町中を巡行し一晝夜は寢食を忘れて太鼓を打鳴  
 し練あるくことなり然るに御一新後は舊弊を一洗し正肅なる祭祀を執  
 行することなれりとあり他の四座は大字津八幡町無格社山神社四社の

鎮座なりしか由緒は「明細帳」に「不詳」とあり

一、猿田比古神 大字津入江町無格社興玉神社の鎮座祭神二座の中なりき由緒は「明  
 細帳」に「勸請年月不詳寛永年中に社殿建物等再建明治十年現今の地に移  
 し建物を造營す」とあり

一、宇迦之御魂神 同神六座を合靈せり一座は大字津極樂町無格社山神社  
 の鎮座祭神三座の中なりしか其の由緒は「大山祇神」に同じ一座は大字津築地町  
 無格社事比羅神社の鎮座祭神五座の中にて由緒は「大物主神」に同じ一座は大字  
 津北濱町村社牟山神社境内社伊奈利神社他の三座は本社境内社伊奈利  
 神社の鎮座なりしか由緒は何れも「明細帳」に「不詳」とあり

一、菅原道真 同神五座を合靈せり一座は大字津北町無格社天満宮の鎮座  
 なりしか由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳往古より此所に鎮座ありし由然  
 るに安永年中伊賀國上野町より小田屋某なる者此町へ移住して常に信  
 仰する所の天満宮の分靈を供奉し來りて祭りたるより諸人も信仰す依  
 て往古より祭祠ある所の神社へ相殿に安置して市民も共に崇敬し靈驗  
 日々に盛なるにより當町の鎮守社として例祭を設け怠りなく執り行へ



り「ごあり」一座は大字津築地町無格社事比羅神社の鎮座祭神五座の中 由緒は「大  
 物主神に同じ」一座は大字津入江町無格社興玉神社祭神二座の中 一座は本社境  
 内社天満社一座は大字津北濱町村社牟山神社境内社天満宮の鎮座なり  
 しか由緒は何れも「明細帳に「不詳」とあり  
 一、八重事代主神 大字津北濱町村社牟山神社境内社事代主神社の鎮座な  
 りしか由緒は「明細帳に「不詳」とあり  
 一、木花佐久夜比賣命 大字津築地町無格社事比羅神社の鎮座祭神五座の中 なり  
 しか由緒は「大物主神に同じ」

一、建築物

- 本社
- 本社
- 八幡造
- 拜殿
- 玉垣
- 祭文殿
- 渡殿

- 鳥居
- 神輿庫
- 神饌所
- 祭器庫
- 神馬舎
- 手水舎
- 燈籠
- 社號標
- 御旅所
- 手水鉢
- 境内神社
- 村社牟山神社
- 社殿
- 素屋
- 中殿
- 拜殿



玉垣  
手水舎  
鳥居  
燈籠

一、境内 四千七拾壹坪 官有地

當社は津市の南端に位し伊勢參宮の國道八幡町の東方に在りて南面の鎮座なり隣域は即ち別格官幣社結城神社にして東は僅に三町餘乾田を隔て、阿漕浦に臨み西は約七町餘田島の中一聯の民屋一條の參宮鐵道を越えて千歳山に對す境内樹木森々として全く俗塵を脱し濤聲常に響きて森嚴云ふへからす

一、氏子 壹千七百拾四戸 大正二年十二月調

一、祭日

祈年祭 二月  
新嘗祭 十一月  
例祭 十月十五日

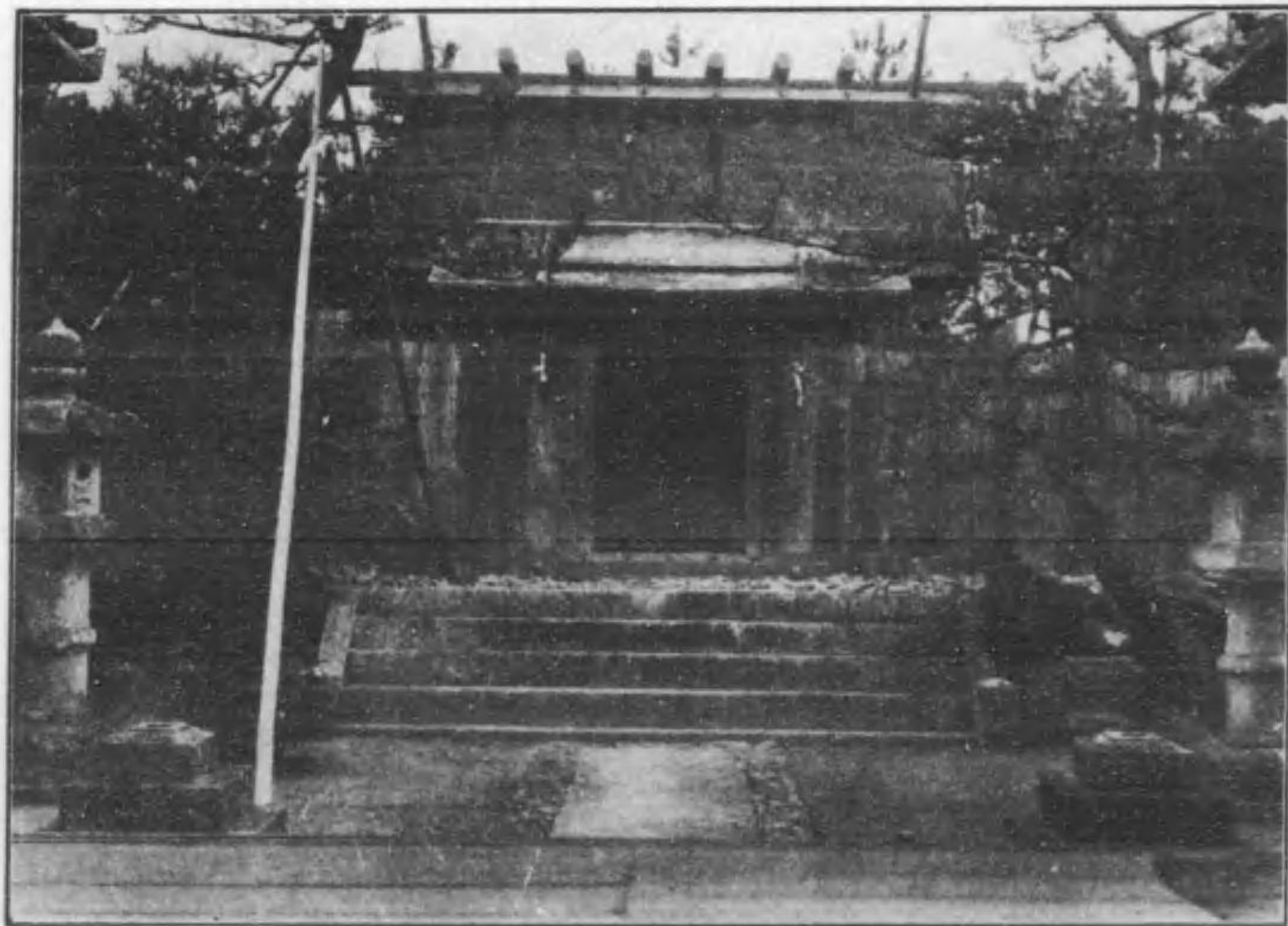
一、寶物

古文書	壹卷	奉書白紙	寛永十二年十一月祭禮關係町代表者奉納筆者不詳
扁額	壹面	銅長貳尺五寸 巾壹尺五寸	同年月藤堂高次侯寄附 近衛信尋公筆
三十六歌仙額	卅四枚	檜板縁黒塗 平面敢金 長壹尺七寸 巾壹尺貳寸	寄附者同上 好仁親王殿下外八方の御筆
鏡	壹面	經壹尺	古來所藏 作者不詳
鏡	壹面	壹尺三寸五分	明治十二年三月岡善平寄附 作者不詳
劍	壹口	太刀裝具唐金造 燒及巾壹寸五分	寛永十二年十一月 藤堂高次侯寄附 國守作
劍	壹口	塗鞘入 燒及巾壹寸二分	文政十二年十一月居相孫作寄附 無銘
弓	壹張	朱塗 長七尺四寸	古來所藏 環直格作
劍	壹口	白鞘入 燒及巾壹寸五分	明治四十三年十二月十八日 西川清水寄附 備前國住長船天正二年祐定作





一ノ社神山高社縣



二ノ社神山高社縣

棟札 壹枚

一、基本財産 大正三年三月末現在

公債證書額面四千四百圓

勸業債券額面六百四十五圓

農工銀行債券額面六百圓

郵便貯金貳百四拾九圓貳錢

田壹畝貳拾步

畑壹反四畝貳拾貳步

寬永九年八月再建  
 藤原朝臣  
 大九頭  
 永學  
 堂寄進  
 高次侯

四四



# 縣社 高山神社

津市大字丸之内本丸二千八十四番地鎮座

## 一、祭神

從四位行左近衛權少將兼和泉守藤堂高虎

大正四年  
十一月  
贈從三位

## 一、由緒

「明細帳」に「從來舊津藩主藤堂家に於て祭神高虎朝臣の靈を津城内に齋祀し藩士も皆共に崇敬の誠意を盡し來りしに大政維新の後神社創建の議起り明治九年九月十三日其筋の允許を得同十年八月神祠を津市大字下部田に建立し同年九月五日遷宮鎮座の典を執行せり同十二年七月縣社に列せられ氏子區域の制定ありしを以て同三十四年四月十七日遷祠の裁可を得同年十二月廿五日現社地に假遷宮同三十六年四月正遷宮式執行同十月四日鎮座式祝典執行す」とあり  
明治三十九年十二月三重縣告示第三百八十號を以て神饌幣帛料供進指定神社となれり



一、境内神社

村社八幡神社

一、祭神

品陀別命	大雀命	宇迦之御魂神
大國主神	八重事代主神	大山紙命
木花佐久夜毘賣命	建速須佐之男命	表筒之男命
中筒之男命	底筒之男命	

一、由緒

當社は明治四十年十二月十三日津市大字下部田字廣明無格社八幡社、同境内社稻荷神社、大國社、事代主社、山神社を縣社高山神社境内へ移轉合祀の上八幡神社と單稱の許可を経同四十一年三月二十三日移轉合祀執行次て明治四十年十二月二十七日許可を得て同四十一年三月十八日に津市雙崎町村社淺間神社同境内社稻荷神社、山神社を同月二十三日津市萬町村社大山祇神社を合祀し更に明治四十一年一月十七日許可を得て三月二十三日に塔世西裏字榮町無格社山神社を合祀し又明治四十三年五月三十一日津市新道無格社稻荷神社公認合祀の許可を得同年七月十日合祀執行せり又合祀前に於ける村社淺間神社は明治三十九年八月七日許可を得て雙崎町無格社住吉神社同境内社山神社を合祀せしものなり

日許可を得て三月二十三日に塔世西裏字榮町無格社山神社を合祀し又明治四十三年五月三十一日津市新道無格社稻荷神社公認合祀の許可を得同年七月十日合祀執行せり又合祀前に於ける村社淺間神社は明治三十九年八月七日許可を得て雙崎町無格社住吉神社同境内社山神社を合祀せしものなり

一、品陀別命、大雀命 津市下部田字廣明千七百七十五番地無格社八幡神社の鎮座なりき 由緒は「明細帳」に「當社の儀は往古より該地所に鎮座在之村民共崇敬仕居候處舊藩主藤堂家此地へ山莊設立に相成格別歸依致候に付舊藩主並市郷人民共信仰仕候尤藤堂家より寄附等在之右を以て祭典及修補等仕候明治九年四月元津縣舊官員より該社の義は藤堂家元山莊の鎮守なるを以て新縣へ引渡の際届渡しに相成候に付遂に煙埋に歸し候段實以て歎け敷次第故士民格別崇敬の廉を以て神明帳へ御編入村社に御立被成下度旨出願仕候處同年六月神明帳編入之義は聽届村社列の義者難及詮議旨御指令に相成申候とあり

一、宇迦之御魂神 同神三座を合靈せり 一座は津市下部田無格社八



幡神社境内社稻荷神社の鎮座なりしか由緒は「明細帳」に「右神社の義は舊藩主藤堂家舊臣梅林參語兵衛方鎮守に御座候處舊藩主格別歸依致候に付文久二壬戌年二月當境内へ移轉に相成村民鎮護の爲祭祀有之爾後人民崇敬仕候」とあり一座は津贊崎町村社淺間神社境内社稻荷神社の鎮座なりしか由緒は「明細帳」に「此社は本社創立之砌境内に鎮祭し町内産業繁榮之爲末社とす」とあり一座は津市新道無格社稻荷神社の鎮座なりしか由緒「不詳」なり

一、大國主神 同神二座を合靈せり一座は津市下部田無格社八幡神社境内社大國社の鎮座なりき由緒は「明細帳」に「舊藩主藤堂家東京染井邸内鎮守に御座候處慶應四戊辰年九月當境内へ移轉に相成爾後人民崇敬仕候」とあり一座は津贊崎町村社淺間神社の鎮座祭神三座の中なりしか由緒は「木花佐久夜毘賣命」に同じ

一、八重事代主神 津市下部田無格社八幡神社境内社事代主社の鎮座なりき由緒は「明細帳」に「明治三年九月村民守護の爲め信仰者の發起にて創立致し爾後人民崇敬仕候」とあり

一、大山祇命 同神五座を合靈せり一座は津市萬町千六百二十九番地村社大山祇神社の鎮座なりき由緒は「明細帳」に「當社の義は往古當町人家創建の際土地鎮守に祭祀仕尤當町産土神は他村に鎮座遠隔仕候に付當社を産神同様歸依祭祀仕候明治十一年一月社格村社に被成下度旨信徒の者より出願仕候處同十二年九月願之通許可に相成申候」とあり一座は塔世西裏字榮町千六十四番地無格社山神社の鎮座なりしが「明細帳」に「創立年曆不詳に候得共往古より該町鎮護の爲創建致人民専ら信仰仕候」とあり一座は津市贊崎町村社淺間神社境内社山神社の鎮座なりしか「明細帳」に「此社は本社創立の砌境内に鎮祭し町内産業繁榮の爲末社とす」一座は同上無格社住吉神社境内山神社の鎮座なりしか「明細帳」に「此社は本社遷座の砌町内繁榮の爲境内に鎮祭する處也」とあり又一座は津市下部田無格社八幡神社境内社山神社の鎮座なりしか「明細帳」に「創立年月不詳候得共往古より中茶屋町字南羽所鎮護の爲創立致し人民専ら崇敬仕候明治三十八年十二月二十三日許可を得て移轉」とあり

一、木花佐久夜毘賣命、建速須佐之男命 津市贊崎町二千三百四十三番地



村社淺間神社の鎮座祭神三座の中なりき 由緒は「明細帳」に「元安濃部乙部村字權

現に鎮座の處安政五、戊午年贊崎町新設の際土地氏神と奉遷す」とあり

一、表筒之男命、中筒之男命、底筒之男命 津市贊崎町二千三百四十一番地

無格社住吉神社の鎮座なりき 由緒は「明細帳」に「當社の義は津入江町堀

留に鎮座の處萬延元年五月贊崎港守護の爲奉遷せし處明治四年九月狂

浪の害に罹り神靈代は同町淺間神社へ假遷座」とあり

城山稻荷神社

一、祭神

倉稻魂神

一、由緒

「明細帳」に「創立年月不詳なれども往古より宇治山田市大字浦口町字堤世

古元大蓮寺境内に二八稻荷社と稱へ鎮祭其後幾多の變遷を経て個人の

鎮守となり明治二十八年二月十六日神社明細帳に編入せられ同四十四

年十一月二十二日付津市信徒の深厚なる崇敬により高山神社境内に移

轉し同時に境内社として城山稻荷神社と改稱の儀を請願し同月三十日

許可を得同年十二月二日滞りなく移轉遷座を奉仕し越えて明治四十五年一月二十二日鎮座式大祝祭を執行せりとあり

一、建築物

本社

本殿

神明造

拜殿

瑞垣

中門

鳥居

祭器庫

手水舎

社務所

燈籠

社宅



小使室  
境内社

八幡神社

本殿

瑞垣

神馬素屋

鳥居

到來所

參籠所

手水舎

燈籠

城山稻荷神社

本殿

拜殿

玉垣

鳥居  
手水舎  
燈籠

一、境内

千五百八坪二合一勺

官有地一畝

明治三十三年九月藤堂家より寄附せらる

當社は津市の中央部舊城内に南面の鎮座なり本社の西に隣接して八幡神社あり又境内の東南隅に當り小丘の上に城山稻荷神社あり境内小池を穿ち土橋を架し菖蒲を植う古楓と松蒼然として風致を添へ崇敬者の參拜常に絶えず

一、氏子

二千三百二十九戸

大正二年十二月現在

本社は舊津藩祖を祀れる社にして其崇敬者は自を津藩士のみに限られたるか如し然るに明治三十年三月氏子地區の更定ありて中茶屋町、榮町、萬町、新立町、松ノ下、丸之内、西堀端、南堀端、北堀端、一番丁、二番丁、三番丁、五軒丁、枕丁、松下、中新丁、西新丁、玉置丁、新道、西檢校丁、二十一ヶ町氏子區域とな



れり

一、祭日

祈年祭 二月

新嘗祭 十一月

例祭 十月五日

一、寶物

種類

品質形状

作者傳來

大鏡 一面

徑四尺一寸厚二寸  
重六十貫

田中伊豫守義重作

胃 一領

鐵製  
唐冠様

祭神高虎公の  
着用と云ふ

太刀 一口

白鞘長二尺五寸  
焼及丁子乱

「是非共是也藤堂高虎  
帶之」の字あり

肖像 一幀

絹本 祭神高虎  
如臣束帶安座圖

古文書 一卷

奉書  
表装倭錦長七尺二寸

高虎公より嫡子高次へ賜りたる  
訓誡二十ヶ條奥に印あり

一、基本財産

大正三年三月末現在

金三千七百貳拾壹圓參拾壹錢五厘

内譯

金九百圓

整理公債證書

金貳千八百二拾圓

勸業債券

金五拾參圓貳拾八錢五厘

郵便貯金

雜種地 九步

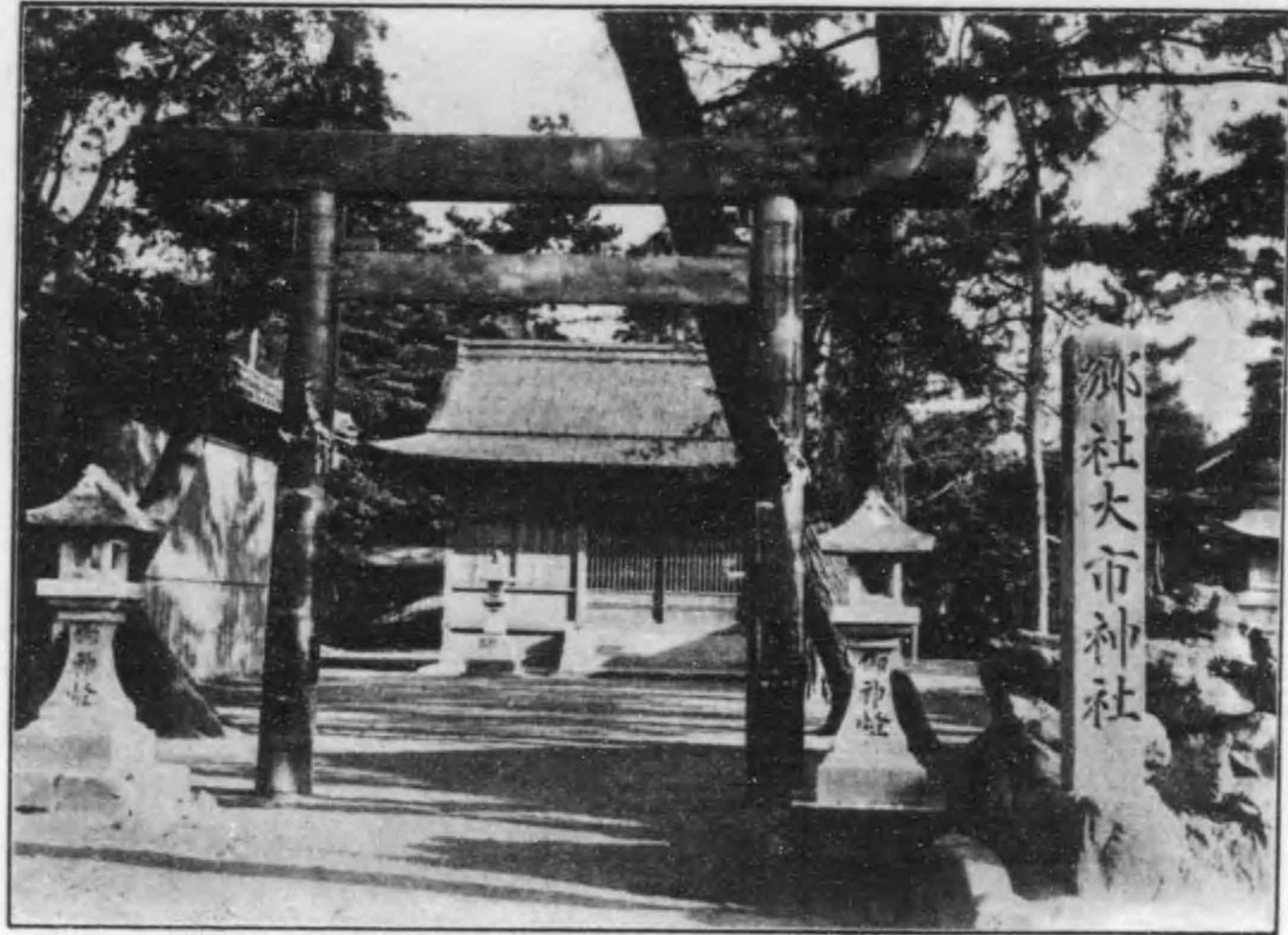


郷社 大市神社

一、祭神

大市比賣命  
天照大御神  
宇迦之御魂神  
大國主神  
市杵島姫命  
天水分神  
祖母嶽明神  
罔象女神  
健甕須之男神  
少彥名神  
布都御魂神

津市大字岩田字宮之前六百五拾參番地鎮座



一ノ社 市大社郷



二ノ社 市大社郷



事代主神  
トシロヌシ

一、由緒

當社は古來現在地に鎮座ましまし大市神社と稱す明治四十年九月十三日許可を得て同年十一月十八日に大字岩田字山中無格社山中社大字岩田字西裏無格社佐伯社を合祀し同年十月廿九日許可を得て同年十一月十八日に大字岩田字綿内無格社須賀神社同境内社大國主神社惠美須神社大字岩田字青谷無格社市杵島社を合祀し同年十二月十三日許可を得て同月十八日に大字津興字柳山村社津興神社を合祀し同四十二年一月七日許可を得て同年三月十一日に大字津伊豫町村社伊奈利神社同境内社須賀社水天社天滿社神明社を合祀し同年同月九日許可を得て同月十一日に大字津興字船頭町村社船住伊奈利神社を合祀せり又合祀前に於ける村社津興神社は明治四十年二月二十八日許可を得て境内社山神社を合祀し村社船住伊奈利神社は明治四十年三月十八日許可を得て境内社山神社を合祀したりき



明治三十九年十二月三重縣告示第三百八十號を以て神饌幣帛料供進指定神社となれり

一、大市比賣命 村社大市神社の鎮座にして由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳當社は元石田川邊松樹下にあり故に川松明神と通稱せり該處に鎮座ある所以の者は此を距ること壹里余乾の方に大市村あり其河岸の延喜式内大市神社と云あり往古洪水の禰右社流出し石田村河岸の古松に掛りあるを里人引上げ之を鎮祭して川松社と號し神威の著明なるを以て石田村の産土神と崇敬す然るに河邊の鎮座度々水害の患有之に付何の頃か現今の社地に遷坐して社殿及拜殿等を建設す尤其砌社前に人家無くして往來のみなり依て此處を宮之前と云ひ且神名を川松明神と相唱へ大市神社と稱せざるは全く本社號を辨知せざる故なり此に由て之を觀れば從來該社を式内大市神社と稱するも誣言に非ずと思考せらるゝ趣古老の口傳なり明治拾五年五月一日郷社格加列許可とあり

一、天照大御神 同神三座を合靈せり 一座は大字津興字柳山村社津興神社の鎮座祭神五座の中なりしが由緒は「明細帳」に「當社は元津藩主藤堂家に於て大

砲の鑄造所を設けて工人に命せられしが鑄造成り兼るよりして種々に心を盡されたれども功成り難きを以て或人より全く土地神靈の心なり此神靈を和め祀り賜らは必ず成就爲ること有るへしと告申せり依て其趣を藩主藤堂公に上申ありて命に應じて土地の神靈を祭祀することを告申せし驗者に命せられて元治元甲子年九月に勸請あり社號を三光明神社と稱して製造所の鎮守社と祭祀あり以後鑄造悉く成就するよりして藩主よりも厚く崇敬ありて度々參拜あり廢藩の際廢業なれり當字柳山に阿邊民藏後藤文右衛門と共に當村の事に百方心を盡すよりして當所に神祠なきことを患ひて村民と協議して三光明神の神社を賜はらんことを請願せり因て願に依り元藩主藤堂公の賜りし故に明治四年十二月に今の社地に遷坐して當村の産土神とし社號を津興神社と改稱を願ひ村民崇敬せり明治六年三月村社の格に列せられ明治十年今の拜殿を新築せりとあり 一座は大字岩田字綿内無格社須賀神社の鎮座祭神二座の中なりしか由緒は「健速須佐之男神」に同し 又一座は大字津伊豫町村社伊奈利神社境内社神明社の鎮座なりしか由緒は「明細帳」に「該祠は元圓明寺に



ありたるを移轉せしものにて往古住僧神宮へ日參し滿願の時に至り靈驗を蒙るを以て鎮祭すと云とあり

一、宇迦之御魂神 同神三座を合靈せり 一座は大字津興字船頭町村社船住伊奈利神社の鎮座なりき由緒は「明細帳」に「當社の此處に鎮座あるの所以は藤堂高虎公當地へ入城の節重器を積たる船此所に着岸の折柄船中に大なる白狐現れ出て樹木繁茂したる所に飛上れり依て其趣きを公に上申せり以後寛永年中に社殿を新築して船住稻荷大明神と稱して鎮座せり此處に藩主の御座船の庫あり總て船のことに預る役人の居住する故字を船頭町と通稱せり依て當町の産土神として尊敬せり藩主の船の鎮守社にして寄附物等あり代々崇敬社にして近傍の人民も共に信仰せり明治六年三月村社の格に列せられたり」とあり

一座は大字津興字柳山村社津興神社の鎮座祭神五座の中なりしか由緒は「天照大御神」に同じ

又一座は大字津字伊豫町五百十八番地村社伊奈利神社の鎮座なりき由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳舊津藩主祖先藤堂高虎公伊豫國宇和島在城の砌同所に鎮座あり戰場にて加護を蒙られたるにより軍中開運守護の神として厚く崇奉せらる依て家従は云に及はす市民一同信仰せり當所へ國換の砌神社遷坐あり尙宇和島市民藤堂家の恩澤に浴する者隨行し來れり故に住居の地を給ひ伊豫町と稱し同町鎮守の神として安置相成倍々信仰廣々參拜も有之修繕並供物料等寄附せらるゝことあり依て藤堂は勿論同町に於ても格別由緒有之崇敬の神社なり猶兼て信仰者より出願するに依り明治拾貳年九月廿七日村社格御開届の御達あり」とあり

一、大國主神 同神二座を合靈せり 一座は大字岩田字綿内無格社須賀神社境内社大國主神社の鎮座祭神三座の中なりしか由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳元清長院開祖大和國添上郡石上布留郷良因寺の弟快惠と云僧元龜元年五月十六日に由縁ありて此の岩田に來り茅舎を建て信仰する處の神と本尊佛とを供奉せしに依り安置して住居し尊敬するより諸人も信仰せり數代を経て御一新の際須賀神社の建物の内に遷座すとあり 一座は大字津興字柳山村社津興神社の鎮座祭神五座の中なりしか其の由緒は「天照大御神」に同じ



一、市杵島姫命 同神二座を合靈せり 一座は大字岩田字青谷無格社市杵島社の鎮座なりしが由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳青谷池は岩田村一般灌田の爲に造る所の者にして頗る大池なり右守護神として往古より鎮祭すと云ふ」とあり

一座は大字津興字柳山村社津興神社の鎮座祭神五座の中なりしか由緒は「天照大御神」に同じ

一、天水分神 大字津興字柳山村社津興神社の鎮座なりき祭神五座の中由緒は「天照大御神」に同じ

一、祖母嶽明神 大字岩田字西裏六百四番地無格社佐伯社の鎮座なりき由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳豊後國直入郡姫嶽に鎮座有之祖母嶽社の分靈を祭る所の者なり三重縣士族佐伯惟一は右明神の末葉と云往古豊後國海部郡佐伯に居住し因て氏とす其末文祿二年藤堂家に屬し慶長十三年當國へ移住す舊家從の者舊來の恩義を念ひ此地に其祖神を分祠せしより土俗佐伯社と唱へ來るなり」とあり

一、罔象女神 同神二座を合靈せり 一座は大字岩田字山中七百三十三番

地無格社山中社の鎮座なりしか由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳往古惡水不流通にして每家難澁すること一方ならず或人之を患ひ百方工夫して其の難を免ることを得せしむ土人其の徳に感し罔象神を鎮祭し併て其の靈を祀ると云ふ」とあり 一座は大字津字伊豫町村社伊奈利神社境内社水天社の鎮座なりき 由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳伊豫町元圓明寺廢寺跡に有之社にして同町信仰者より出願明治十一年六月十五日御許可の上當社へ合併す」とあり

一、建速須佐之男神 同神二座を合靈せり 一座は大字岩田字綿内無格社須賀神社の鎮座祭神二座の中なりしか由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳元龜元年元清長院開祖當地住居の節社祠ある處に居を留て茅舎を建立すと有依て往古より鎮座の神社なり里人の崇敬の神にして寺内の鎮守社たりしか御一新の際今の地に遷座」とあり 一座は大字津字伊豫町村社伊奈利神社境内社須賀社の鎮座なりき由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳伊豫町元圓明寺廢寺跡に有之社にして同町信仰者より出願明治十一年六月十五日御許可の上當社へ合併す」とあり



一、少彦名神布都御魂神 大字岩田字綿内無格社須賀神社境内社大國主神社の鎮坐祭神三座の中なりき由緒は「大國主神」に詞し

一、事代主神 同上惠美須神社の鎮坐なりき 由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳近傍の商業人より建立す依て諸人信仰せり」とあり

一、大山祇神 同神二坐を合靈せり 一坐は大字津興字柳山村社津興神社境内社山神社 一坐は同大字字船頭町村社船住伊奈利神社の鎮坐なりしか 由緒は何れも「明細帳」に「不詳」とあり

一、菅原道真 大字津字伊豫町村社伊奈利神社境内社天満社の鎮坐なりき 由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳伊豫町元圓明寺廢寺跡に有之社にして同町信仰者より出願明治十一年六月十五日御許可の上當社へ合併す」とあり

一、考證 舊大市神社

「勢陽雜記」 「大市ノ神社則法寺村津より西行程一リ 延喜式神名帳有 今の明法寺村の三町程東に古へ大市村と云小里有其川端に大市社有つること也今は里

も社もなし其舊跡に一木之古松有而已也俗爰を蓮觀音と云

「伊勢國神名帳考證」 「大市神社 大市比賣神古事記云速須佐之男命娶大

山津見神之女名神大市比賣生子大年神次宇迦之御魂神安東郡專當記云安乃津市今安濃津河松社此乎此神商賣之所崇敬也河松河與賣同訓松與升語涉於市姫前有賣升稱之歟

「神名帳考證」 「○大市神社 或云在明法寺村津西行程二里安東郡專當記云安乃津市ニテ大略取集之今河松社歟河松賣升之訛乎神大市比賣神舊事紀素戔嗚尊妃大年神倉稻魂神等母也

「神名帳考證再考」 「大市神社 考證曰古事記曰速須佐之男命娶大山津見神之女名神大市比賣生大年神次宇迦之御魂神按るに大山祇以下無形の神也安東郡專當記云安乃津市其處に大市姫を祀しならむ此地今考ふへからす阿濃津河松村社の前にて升を賣事あり是古の市場にて神社も古の遺なるにや」

「三國地志」 「○大市神社 按妙法寺村に坐す祀る神詳ならず社地古市に今一株の老松を存す俗是を大市の一ツ松と云今本村の内大市の地名處



々に遺るを以て考ふるに、大市は蓋し本村の舊名にして、妙法寺は中古の名なるへし」

「古屋艸紙」 「延喜式 一大市社 大市姫命 安濃市町守護神なり 依買升石田 郷川松大明神と號す」

「勢陽五鈴遺響」 「式内大神社 同處庭岸寺の南隣にあり 宮通り云方俗川

松明神と稱す 祭神大市比賣命 舊と同郡妙法寺村にあり 今此處に移す 其舊址あり 妙法寺村の條に詳にせり 津岩田條

式内大市神社舊墟 同處美濃屋川の傍字ハハス勸音と云にあり 今は安濃津城南岩田村に近し 建り祭神々大市比賣命 中略上の二考證 ○伊勢國神名帳考證及神名考云 を案するに 各當今の所在する地を知て 其延喜式の時世の舊址を

知るゝとなきか 故に此に言を費すに 暨へり 上世は本郡妙法寺村字は大市河の傍の村中に舊墟あり 方俗に字を蓮觀音と稱す 舊と此地に大市神社を奉祀する處にして 大市比賣命の神名に據て 大市神社と稱し 雲林院村より流出る美濃屋川を此處にて 大市河と名く 各其神名に據れり 即ハス觀音と云は 後に妙法寺に移し安置し 神社も村邑も廢め 其蹟に古松一

株あり 河傍に生する故に 河松と稱するなり 後世此神社を安濃津城南岩田村に移して 舊名を存り 河松明神と稱す 大市比賣神社の名に據て 市郷を設け 舛を賣ると云 妄言を起し 河松は買舛の説傳なりと云 俗巷説にして 信するに 不足 古屋草紙云々 ○文略上掲 此等の言 各俗説なり 安濃津上世よりにして 何ぞ此妙法寺村に所置と云はなし 二考證此俗傳に據て 今の岩田村今の地に所近の地を論して 此に舊墟の存することを不識なり ○妙法寺村條

「勢國見聞集」 「一大市神社 式内 津岩田町市中に坐す 祭神大市比賣命 俗川松大明神と稱す 此社實は妙法寺村 津より西行程二里 の三町程東に 古大市村に云 小里あり 其の川端に大市の社有つるとなり 今は里もなく 其舊跡松の古木壹本ある而已 俗に此所をばす 觀音と云 然は往古津岩田町に移せしもの歟 其儀未糺或洪水に流れ行たりと」

「式内神社檢録」 「○大市神社 略上 神名帳傍注に 安東郡專當記古事記云 速須佐之男命 妻大山津見神之女 名神大市比賣 生子大年神 今安濃津河松社 此乎此神商賣之所 崇敬也 河松河與買同訓 松與升語 涉於市 姫前有賣升稱之 歟と潤飾して 注す 是れ夫木鈔に或所の屏風市ひめのかたなどかけ



る所爲頼朝臣市ひめの神のいかきのいかなれやあきなひものにちよを  
つむらむとある哥を思寄せて牽強せる妄談なるを再考證にもこれを主  
張し案内記に安濃津岩田町市中に坐す川松の社と云ふと載たるより以  
後の諸書悉く岩田村の産神社に配すもこれ傍注考證の臆斷より出た  
ることなるに其岩田産神社内に明德三年大市神社に奉納の由歎識せる  
七稜鏡在りと云ふは惟むべきことにて信用しかたし然して三國地志に  
は大市神社按るに妙法寺村に坐す云々以下文略 上掲参照其妙法寺の産神の社内  
に在たる書記に云く大市ノ神社明法寺村の小里古大市村に御鎮座有之  
無双の大社に而村郷も富榮て恒例之祭禮無怠事慶長五子年石田治部少  
輔依亂逆社頭拜殿悉く被爲失却産子はを恐て其後慶長十六亥年に至て  
假に小社建立し御神體を迂すといへ共漸明神之名之殘たる迄なり夫よ  
りしては舊趾に大松一本殘し置此處より五町程西へ行く山の峯に小社  
を造立し當村産神と奉崇也と記せり慶長十六年十一月廿四日に書たる  
由なり其眞贋は姑く措て事實はさも有けるにや村内にある淨土寺を大  
市山と號し村の東三町許に大市と稱する字を存し寛文二年三月檢地帳

に大市中畠六畝と見えたり又川を大市河と謂ひ庄屋平右衛門なる者の  
苗字を大市と唱ふるなど皆地名に依れる據あり姓氏錄云大市首任那國  
人郡努賀阿羅斯止之後也とある大市氏の建置せる村邑なるか故に大市  
と號し本社は其祖を祀れる祠なるへければ今の妙法寺の祭神を本社  
の遺存せるものと決すへし然るに五鈴遺響に云々本文上 出故略之と載たるは猶考  
證の妄談に迷て河松の一層をますなり承受するに足らず

「神祇志料」

「大市神社今按妙法寺村」

木羽佐間山にあり

三重縣神社調、參取勢陽  
雜記、神名帳檢録、式内

社檢録○按村中に今猶大市地名あり又大市山妙法寺あり  
り大市河あり古へは本村を大市村と云しなり云り蓋神大市比賣命を祭る古事記  
延喜式凡毎年七  
月十七日九月二十三日祭を行ふ三重縣  
神社調

○按するに本社的位置近來津市岩田字宮之前に一定せりと雖既に安濃郡  
村主村大字妙法寺に古市大市等の地名を存し大市の一ツ松大市河あり  
又大市山淨土寺あり姓大市冒せるものあるによりて考ふるに大市の故  
地の此の附近なりしこと及び大市神社の此の地に鎮座したること殆ど  
疑を容れざるに似たり彼の「五鈴遺響」に本社後世妙法寺より津市に移れ  
りと云へるは一説として聽くべきも而も此事記録の徴すべきもの無け



れば直に信を置きかたし特に「伊勢國神名帳考證」以下に本社の俚稱河松社を買升に附會するが如きは最も非なり而して其の所引「安東郡專當記」○專當記今多作專當沙汰文の本文には、「毎年五月五日節供料御田半之丁部面々方ヨリ千名吉一隻宛上之間專當使郡令入部五月一日安濃津市ニテ大畧取集之歟」とあり大市神社の位置を斷定する上に於て何等の權威を有するものに非ず要するに本社位置の問題は猶大に研究の餘地を存す其の祭神に至ても從來の説多く「古事記」の大市比賣に作れりと雖「新撰姓氏錄」に見えたる大市首寺が祖神となす方當れるに似たり

### 一、境内神社

伊奈利社

祭神

宇迦之御魂神

伊邪那岐命

市杵島姬命

大山祇神

由緒

當社は伊奈利社と稱し明治四十一年七月八日許可を得て同年十月四日に同境内社合殿社、山神社を合祀せしものなり  
一字迦之御魂神 同神二坐を合靈せり 一坐は境内社伊奈利社の鎮座にして由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳當村綿内町清長院境内に鎮坐ありて初午稻荷社と唱へ諸人信仰致し來りし處御一新の際當社地へ遷坐す明治戊辰年舊藩主高猷公與羽征討拜命の時神官石上清長をして鎮撫の祈禱を爲さしむ清長丹祈の砌俄に睡眠を催し夢中美麗なる神人出現し稻穂と鏡とを携へ清長に向ひ汝懇禱感すへし依て此鏡を授く永遠祭祀怠ること勿れ其信するに應し益々冥護を加ふるなりとの告辭を受ると思へば夢忽覺め奇異の思を爲て神前を見るに恰も夢中賜はる處の物と同一なる鏡現然として机上にあり歡喜拜戴之を見るに不思議なる哉暖氣ありて凡一時間も冷ならず依て此旨趣を高猷公へ具申に及びし處神明の靈威を感銘せられ與羽鎮靜後報賽の爲め許



多の金員を寄附せらるゝを以て現今の神殿並瑞垣を新築し彼の靈鏡及初午稻荷社を合併して鎮祭すと云其後高嶺公に於ても度々參拜あり日々供物料等進献せらるゝ故に諸人も格別崇敬致せり」とあり

一坐は境内社合殿社の鎮座三座の中なりしが由緒は「伊邪那岐命に同じ

一伊邪那岐命市杵島姬命 境内社合殿社の鎮座三座の中なりしが由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳伊豫町小谷某なる者病苦に罹りたる時多賀神社に祈請し靈驗を蒙るを以て報思の爲め嘉永年間此社殿を造營せし由市杵島稻荷雨社は素より合殿の儀に付格別の由緒無之」とあり

一大山祇神 同神二座を合せり 境内社山神社の鎮座なりしが由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳此石祠往古は野路往來の端に有し者なる由追々人家立並ふに依て各自信仰し毎年拾壹月七日を以て祭事を行ふ明治二十一年十月十五日當社境内へ移轉」とあり

一、建築物

本社

社 殿 神明造

御 門

玉 垣

鳥 居

拜 殿

手水屋形

神 所

雜具庫

燈籠

社 標

境内神社 伊奈利社

社 殿

鳥 居

手水舎

燈籠



一、境内 四百九拾九坪 官有地

當地ハ南面の鎮座にして域内には古松雜樹相交りて繁茂し神威の崇高を仰かしむ

一、氏子

壹千九百貳拾六戸 大正貳年十二月現在

一、祭日

祀年祭 二月

新嘗祭 十一月

例祭 十月二十一日

一、寶物

種類	品質、形、狀、寸尺	作者、傳來	備考
鏡	壹面 經壹尺	天下一中島和泉守貞次作	
緣起書	壹卷 唐紙	東海穴津西田榮欣撰文	
種類			

同	壹面	經三寸	不詳	竹田半兵衛奉納
同	壹面	經四寸	不詳	梅本惣八奉納
同	壹面	經九寸	因幡守藤原重義作	神谷ます奉納
同	壹面	經七寸	不詳	石上秀賢奉納
短刀	壹口	長六寸一分	銘正家	大林清之助奉納
同	壹口	長七寸六分	銘備前長船宗光	吉村精奉納
刀	壹口	長二尺四寸五分	銘備中國忠次	竹田半兵衛奉納
同	壹口	長二尺七寸	銘備前眞長	小船恒吉奉納
同	壹口	長二尺三寸	銘豊後國岡住藤原國正	
同	壹口	長二尺一寸	銘備州欠字祐欠字	
同	壹口	長二尺三寸	無銘	國分芳太郎奉納
箆	壹流	生絹上部に黒線二筋中央に三五の黒の桐紋	豊臣秀吉公の所用品と云ふ	竹田半兵衛奉納

一、基本財産 大正三年三月末現在

三重縣農工債券額面壹千四百圓





村小丹神社ノ一

郵便貯金四拾八圓七拾八錢六厘  
田 六反貳拾七步



# 村社式延喜内小丹神社チニ

津市上濱町宇南山端六百七十二番地鎮座

## 一、祭神

埴夜須毘賣命

須佐之男命

譽田別命

大山祇命

月夜見命

## 一、由緒

當社は往古より現社地に鎮座まし、小丹神社と稱し明治四十年七月十七日許可を得て同月二十二日に大字上濱町無格社鶴ノ神社境内社山祇社無格社山祇社四社を合祀し次て同年九月二十七日許可を得て同年十月十七日に大字上濱町無格社鶴ノ神社同鹽竈社を合祀し更に明治四十一年四月十六日許可を得て同年六月一日に塔世村字矢下無格社山神社を合祀せり

明治六年三月村社に列せられ同三十九年十二月三重縣告示第三百八十



號を以て神饌幣帛料供進指定社となれり

一、壇夜須毘賣命須佐之男命 往古より小丹神社の鎮座にして由緒は「明細帳」に「八皇十二代景行天皇四十九年八月癸酉日勸請昔は安濃郡地に鎮座有之候處明應七年地震高浪に依り社地湮沒其後小丹ヶ鹽屋と云ふ地所へ遷坐に相成候處海邊の事故度々水難も有之候に付年曆不詳當村より參丁西の山へ遷坐相成候事」とあり

一、譽田別命 大字上濱町字垣外五十七番地無格社鶴ノ神社の鎮座なりき由緒は「明細帳」に「往昔現社地は人家に隔絶して芝生地たり寛永年間舊津藩主二代の祖藤堂高次野獵の際該地に於て一羽の鶴を射留られしに殊勝の鶴に有之藩主當時伊賀少將に昇進の時に當り武運長久の爲め其鶴を此地に埋伏し鶴神社と崇敬せられ維新の朝迄該藩主より造營相成候事」とあり

一、大山祇命 同神六座を合靈せり 一座は大字上濱町字元町二百三十八番地無格社山祇社 一座は同上二百七十番地山祇社 一座は字西浦三百八十六番地無格社山祇社 一座は字垣外無格社鶴ノ神社境内社山祇

社 一座は字松本崎千七百五十九番地無格社山祇社の鎮座なりしが由緒は何れも「明細帳」に「不詳」とあり 又一座は安濃郡塔世村字矢下四百六十三番地無格社山神社の鎮座なりしが「明細帳」に「創立年曆不詳に候得共往古より該町鎮護の爲創建致人民専ら崇仰仕候」とあり  
一、月夜見命 大字上濱町字海岸千五百七十五番地無格社鹽竈社の鎮座なりき 由緒は「明細帳」に「不詳」とあり

一、考證

「伊勢國神名帳考證」 「小丹神社 若沙那賣神按小字若也日本紀云少宮此云倭柯美野丹與那言通沙那狹野也世記云草蔭阿野國阿與沙横音通言若之略也今在安濃村東西郡名由此起若狹國遠敷郡若狹比古神社越後國小丹生神社同」

「神名帳考證」 ○小丹神社 土靈 越後國小丹生神社、丹生津比賣記云神魂命、次字遲比古命、別豐耳命、生兒紀伊國丹生祝等三姓始  
「神名帳考證再考」 「小丹神社 神風抄に小舟別各三斗とあれば丹は舟



の誤にて小舟の御厨なるべし祀神例前に見えたり社地小舟村に在

「三國地志」 ○小丹神社按部田村の海邊今藤原郡の地域地名鬼か鹽屋に老松あり

り土俗甚崇敬す鬼小丹訓同じ蓋し是其社址祀る神詳ならず或云玉依姫

命を祀り鹽留明神と稱すと理或は然らん又此邊鬼火あり俗鬼鹽屋火と

云又古へ此に民家あり今はなし又西來寺崎と云地あり是西來寺の舊地

にして今に至て俗鬼が鹽屋の西來寺と云

「古屋艸紙」 大部田小丹鹽屋御厨小丹神社埴安神小丹は安乃普通なり

「背書國誌」 一小丹神社 安濃湊田 小丹鹽屋小丹は安の普通なり

大部田村

「伊勢參宮名所圖會」 鹽釜明神 鹽屋といふ所にあり延喜式神名帳安

濃郡小丹神社といへるは是也舊記に景行天皇四十九年八月癸酉所祭云

云社記に詳也

「勢陽五鈴遺響」 大部田 中野の南にあり官道に民居す中略舊と本邑

を上濱下濱部田を下濱と録して上部田下部田と訓せり今部田の字に更

たり舊案に然り往昔は今の地より十五丁東南の海濱に居せり端部田訓

通す故に名く明應七年地震に波濤の爲に其地海に没して又四五町東に

鹽屋小字する地へ移居せり洪水のとき波濤を患て今の地に移れり方俗

云小丹郷又雄丹郷と稱して其鹽屋と云處を小丹の鹽屋と稱す下略

式内小丹神社 同處にあり本邑の西の山腹に坐す生土神なり中略小丹

の名義は宇爾波爾の轉にしてをトウト通す即埴安姫命を奉祀する處に

據て小丹の名起れり神社の所在に據て方俗小丹郷と名く和名鈔鹽屋郷

にして小丹は私稱なり其鹽屋郷名は海濱に運きか故なるべし然るに今

世本郡大部田村の東に海濱及田圃を指して字は鹽屋浦及鹽屋田と稱し

又小丹の鹽屋と云即小丹神社の在す地なるを以て惣裁して稱すなり然

る故に勢陽雜記拾遺及古屋艸紙等に倣て伊勢名所圖會に小丹神社は此

鹽屋浦に所在の今小祠ある故に方俗濱宮と云を指す由は江戸橋より五

丁許東水厓に古松一株あり俗鹽やの一つ松と稱す其處より三丁許東の

海濱に松林あり中に小社あり傍に奉造立小丹神社天明八戌申年十一月

吉日安濃郡上鹽や村神主世古式部と署したる標あり是に據て小祠を指

て然りとす今閱するに其社域小にして猶近年所修造にして古地に非す



又菴藝郡に隸屬して延喜式安濃郡に隸するに異なり中略猶考證に小丹神社式内安濃郡に係る故に安濃村に在とす臆斷なり己に安濃村に阿由太神社あり其餘神社の指へきなし正身再考證小丹神社神鳳抄に小舟ノ別三斗と云神田あるに據て小丹は即小舟御厨にして其社地にありと必ずしも非なり小舟御厨は安濃郡小舟にあり此神社の小丹は小船と正式には填へきなり何そ字を略すへき其小丹の地を採得せざるに據て臆度にして後人を誣るに至れり上に所言の小丹の鹽屋浦は菴藝郡に屬せり今小丹神社と指す生土神は安濃菴藝の郡界にあり安濃郡に遷し其社域を閱するに大部田の西山丘の傍に有り鬱林多茂して社殿儼然たり猶大部田は今菴藝に屬すといへども上世の郡界は異なるに必せり其故は今安濃菴藝二郡界は大部田の南下部田の北の方に官道に小流あり小橋を架す小篠河と名く即水源は小丹神社の域の南傍より流出る此小流を界河と稱す此界河より神社は稍く北に在り菴藝に隸るに似たり然るに古老云古昔の界河は今の地より一町許北に小溝あり官道に小橋を架す後に改め易たる處と云實に然るべし下略

「式内神社檢録」

「正略遺響にも小丹神社大部田村の西の山腹に坐す中略

と載たり仍て其社を檢するに殿内に收めたる寛文十二年二月十二日の棟札云奉造供天王八王子御寶殿云々勢州菴藝郡車之庄大部田村氏子中とあり小丹神社たる証跡なきのみか菴藝郡車庄とさへいへり本社には填つべからず是を以て熟按するに塔世山四天王寺所藏康平五年五月田島勘注文に一条一塔世ノ里とあり塔世を一里とするときは塔世の西北六丁許に郡界ありたること著明なり然るに其塔世の東濱をも小丹と稱せし証上件に証する如くなれば本社は此處に求むべしされは塔世村の産神四天王寺の北に在て舊祠の形勢あり中略小丹神社たる証據は見ねど千歳に遷き舊祠なればこれをや本社に配すへからむか」

○小丹神社の社地に就て安濃説小舟説大部田説塔世説等の諸説あること以上の如しと雖大部田に鬼か鹽屋と稱する地名を存するによりて推せは社地は當に其の附近に求むべきが如し但其の海岸は明應の地震によりて一大地變を來し部落の移動再度に及べりと云へば社地も亦隨て改れるならん即ち「三國地志」の所謂鹽留明神參宮圖會の所謂鹽釜明神の地



は小丹神社の古址にして大部田の西丘に存する現在の社域は最後の移轉地なるへし若し夫れ地理及祭神の考証に至ては五鈴遺響既に之を盡せるに似たり依て今敢て贅せず

附言 本社々記に依れば其の草創景行天皇四十九年にして後雄略天皇二十年山部直廣幡伊勢國造高雄別と共に社殿を再興し清和天皇貞觀十七年五月七日當國栗真莊高階光貞勅を奉し國內五穀豐饒の爲めに苗發の神事を執行すと云ふ今社内に順德天皇御宇造營當時の棟札を藏す文に曰く

建曆三年十月四日再々興御莊下司正六位大炊亮大中臣臣能

是れ正史實錄に見ざる處にして大に研究の餘地を有するものなりと雖姑く存して後考に備ふ

### 一、境内神社

村社 神明神社

祭神

天兒屋根命

譽田別命

宇氣持命

天照皇大神

豊玉毘賣命

由緒

當社は元春日社八幡社稻荷社合殿なりしが明治四十一年一月二十一日許可を得て同年二月十九日に宇松本崎村社神明社同境内社綿津見社を合祀し神明神社と改稱せり

一、天兒屋根命譽田別命宇氣持命 村社小丹神社境内社春日社八幡社稻荷社合殿の鎮座にて由緒は「明細帳」に「不詳」とあり

一、天照皇大神 大字上濱町字松本崎千七百九十番地村社神明社の鎮座なりしが由緒は「明細帳」に「不詳」とあり

一、豊玉毘賣命 大字上濱町字松本崎千七百九十番地村社神明社境内社綿津見社の鎮座なりしが由緒は「明細帳」に「不詳」とあり

### 一、建築物



本社  
 本殿 八幡造  
 素屋  
 拜殿  
 社務所  
 鳥居  
 燈籠  
 境内神社 村社神明神社  
 本殿

一、境内 貳千貳百四十九坪 官有地

當社は上濱町人家を距ること三町餘西の小丘にあり社地の入口に石造の大鳥居あり兩側に石燈籠對立す七十有餘の石階を登れば前面に拜殿を望み廻かに本殿を拜す左側に社務所あり 域内には樹木鬱蒼として繁茂し神嚴を保ち丘上より伊勢海を望み風光佳なり

一、氏子 四百六十二戸 大正二月十二月現在

一、祭日

祈年祭 二月  
 新嘗祭 十一月  
 例祭 十月十七日

一、基本財産 大正三年三月現在

勸業債券額面壹千圓  
 農工債券額面百圓  
 郵便貯金六拾圓  
 山林八反七畝拾壹步  
 雜種地壹畝拾步



# 村社 式延喜内比佐豆知神社

津市大字愛宕町字鳥井前貳百拾番地貳百拾貳番地ノ貳鎮座

八八

## 一、祭神

火之迦具土神

伊邪那美命

天照大御神

健速須佐之男命

五男三女神

宇迦之御魂命

天之忍穗耳命

天之菩卑能命

天津日子根命

活津日子根命

熊野久須毘命

大山祇命

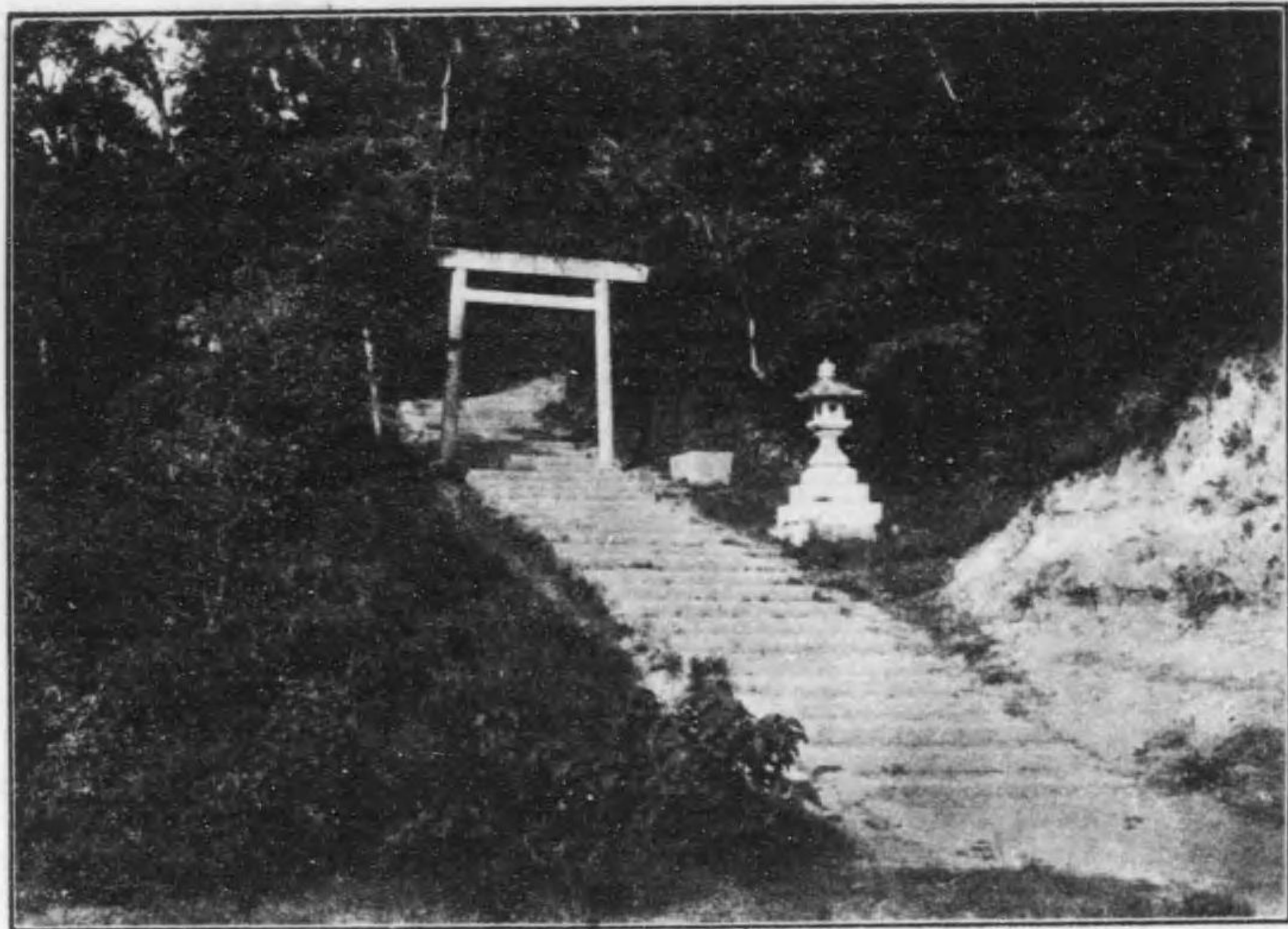
品陀和氣命

健御名方命

菅原道真

## 一、由緒

當社は往古より現社地に鎮座ましまし比佐豆知神社と稱し明治三十九年七月二十八日許可を得同年十月二十日に大字鷹匠町無格社大山祇神社を合祀同四十一年四月十五日許可を得同月十九日に大字下部田村社山上神社を合祀同年四月十七日許可同日に大字愛宕町村社宇氣比神社



一ノ社神知豆佐比社村



二ノ社神知豆佐比社村



合祀同四十二年五月四日許可を得同月十七日に大字中川原村社宇氣比  
神社同境内社愛宕山神社大字乙部村社須賀神社同境内社菅原神社を合  
祀同四十二年五月十七日許可を得同年六月二日に大字下部田村社八幡  
神社を合祀せり而して合祀前に於ける愛宕町村社宇氣比神社は明治四  
十年十一月六日許可を得て同大字内無格社山神社五社を合祀し又中川  
原村社宇氣比神社境内社愛宕山神社は元愛宕神社と稱せしが明治四十  
年十一月五日許可を得同四十一年四月三日に本社の境内社山神社三社  
同大字内無格社山神社を合祀改稱し又乙部村社須賀神社は明治四十年  
九月二十七日許可を得同年十月二十八日に其社境内社山神社同大字内  
村社磯部神社無格社八幡社同諏訪神社を合祀し又下部田村社八幡神社  
は明治三十九年九月廿八日許可を得同年十月廿五日に同大字内無格社  
山神社を同年十二月廿六日許可を得て無格社山神社を合祀したりき  
當社は明治六年三月村社に列せられ同三拾九年拾貳月三重縣告示第三  
百八十號を以て神饌幣帛料供進指定社となれり

一、火之迦具土神、伊邪那美命

大字愛宕町村社比佐豆知神社の鎮座にし



て其の由緒は「明細帳」に「當社は安濃郡式内の神社なる義當社記並に當國の諸書類に掲載有之候然るに寛永九壬申年藤堂高次侯安濃津城子の方鎮守として山城國の愛宕神社の分靈を相殿に勸請し厚く崇敬被致候以來藤堂家代々歸依有之年々御供米等寄附せられ年々三度つゝ例祭嚴重執行せられ依て藩士を始め市郷人民許多崇敬致候尤明治四年三月神宮に御通輦之節勅使御代拜御玉串獻上有之候」とあり而して火之迦具土神は大字中川原字城の内村社宇氣比神社境内社愛宕山神社の鎮座なりし同神一座を合靈せり其の由緒は「明細帳」に「創立年月不詳に候得共往古より村内安全の祭鎮有之村民一同崇敬毎年一月例祭相勤候」とあり

一、天照大御神 同神二座を合靈せり 一座は大字乙部字札辻村社磯部神社の鎮座なりき 由緒は「明細帳」に「當社は同縣下志摩國答志郡伊雜宮の元神靈に有之候由其譯は當村本徳寺開祖全戒は的屋美作守元彦と稱し該社神宮に候處天文年中兵乱に逢ひ不得止神靈を護持し當國へ來候處遂に歸國の期を失ひ其後緣由有之出家となり當村に本徳寺を營建す依て慶長年中當社を創立し神靈を安鎮致候處村民始め近町村人民信仰

致候者許多に相成尤毎年十月例祭相勤厚く敬祀致候然る處明治九年十二月教部省三十六號御布達の趣奉敬承依て村社へ御加列之義出願候處同十二年九月許可に相成候事に有之候」とあり 一座は大字愛宕町字矢下村社宇氣比神社の鎮座祭神四座の中なりしか由緒は「五男三女神」に同じ

一、建速須佐之男命 同神四座を合靈せり 一座は大字乙部字七家三百九十七番地村社須賀神社の鎮座なりき 由緒は「明細帳」に「創立年月不詳に候得共往古當村土地相開人民居住致候際産土神に崇め該地に創建致候由依て村内一同尊敬毎年十月例祭相勤厚く信仰致居候」とあり 一座は大字中川原字城之内村社宇氣比神社相殿の鎮座なりしか其の由緒は「祭神天之忍穂耳命」に同じ 一座は大字愛宕町字矢下村社宇氣比神社の鎮座祭神四座の中なりしか由緒は「祭神五男三女神」に同じ 一座は大字下部田字若林九百八十八番地村社八幡神社合殿の鎮座なりしか由緒は「祭神品陀和氣命」に同じ

一、五男三女神 同神三座を合靈せり 一座は大字愛宕町字矢下村社宇氣比神社の鎮座祭神四座の中なりき其の由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳に候得共



寛平二戊年以前は別地に鎮座有之天曆十辰年より四天王寺地に鎮座祭祀相成候處明治四年神佛立分に付當地へ遷坐彼是移轉有之候得共右寛平二年より當明治十二年迄凡九百九十一年余連續祭祀有之舊社に御座候に付當郡の式内の一社にも可有之哉當今取調居候事に御座候とあり

一座は大宇乙部字七家村社須賀神社相殿の鎮座なりしか由緒は「祭神建速須佐之男命」に同じ 一座は大宇下部田字若林村社八幡神社合殿の鎮座なりしか由緒は「祭神品陀和氣命」に同じ

一、宇迦之御魂神 同神二座を合靈せり 一座は大宇乙部字七家村社須賀神社相殿の鎮座なりしか由緒は「祭神建速須佐之男命」に同じ 一座は大宇愛宕町字矢下村社宇氣比神社の鎮座祭神四座の中なりしか由緒は「祭神五男三女神」に同じ

一、天之忍穗耳命、天之菩卑能命、天津日子根命、活津日子根命、熊野久須毘命

大宇中川原字城之内村社宇氣比神社の鎮座なりき由緒は「明細帳」に「創立年月不詳に候得共往古當村土地相開人民居住致候際産土神に崇め該地に創建致候趣申傳依て村内一同尊敬毎年七月十月兩度つゝ例祭相勤

厚く信仰致居候とあり

一、大山祇命 同神十四座を合靈せり 一座は大宇下部田字南羽所千六百八十番地村社山上神社の鎮座なりき 由緒は「明細帳」に「當社創立の義不詳に候得共中昔加藤五郎景清當地に出生し居住致候に付當社を格別信仰致候依て今に至り俗に加藤景清産土神と相稱候事確然申傳仕候然れば凡七百年前より鎮座なる儀照明に候其以前年曆不詳に候得共舊社なる事は必然に候故村民は勿論他人も格別崇敬致し毎年十月例祭相勤信仰致候とあり 一座は大宇下部田字北羽所千四百六十番地無格社山神社の鎮座 由緒は「明細帳」に「創立年月不詳に候得共往古下部田村を下濱村と相稱し該所を本郷と相唱居住候人民土地鎮護の爲創建致候處人民は何之頃哉方今之街道へ移住候得共當社は原地に鎮祭致置往古該地に居住候人民受持敬祀致候とあり 一座は大宇下部田字町屋貳百八十九番地無格社山神社の鎮座 由緒は「明細帳」に「創立年曆不詳に候得共往古下部田村を下濱村と相稱候時宇町屋と唱候所に居住候人民該地鎮護の爲創建致候然るに人民は何之頃哉方今の街道へ移住に相成當社は原



地に鎮祭候得共往古該地に居住候者受持敬祀致候とあり 一座は大字鷹匠町無格社山神社の鎮座 由緒は「明細帳」に「不詳」とあり 一座は大字乙部字七家村社須賀神社境内社山神社の鎮座 由緒は「明細帳」に「創立年月不詳に候得共往古より當村安全の爲祭鎮有之候」とあり 一座は大字中川原字城の内無格社山神社の鎮座 三座は同上村社宇氣比神社境内社山神社三社の鎮座なりしか由緒は右四社共「明細帳」に「創立年月不詳に候得共往古より村内安全の爲祭鎮有之村内人民受持崇祀致候」とあり 一座は大字塔世字上子畑六百十六番地無格社山神社一座は同上六百二十六番地無格社山神社一座は同上六百九十番地無格社山神社一座は同字清原九百八十番地無格社山神社一座は同字鳥居前百十五番地無格社山神社の鎮座なりしか由緒は右五社共「明細帳」に「創立年月不詳に候得共往古より村内安全の爲該地に鎮座有之村内人民受持祭祀仕候」とあり

一、品陀和氣命 同神二座を合靈せり 一座は大字下部田字若林九百八十八番地村社八幡神社の鎮座なりき 由緒は「明細帳」に「當社は當村土地開拓相成人家營設の際該地鎮護の爲創立致候由申傳其の年曆不詳に候

得共境内古木數本有之樹木森然と繁茂いたし全く舊社の趣に候尤最初は下部田村のみの産土神に候處中古同村地へ餘慶町相開候以來は兩所之産土神に取定め人民一同崇敬毎年七月九月十月三度の例祭相勤厚く信仰致候とあり 一座は大字乙部字札辻貳百九十九番地無格社八幡社の鎮座なりしか由緒は「明細帳」に「創立年月不詳に候得共往古より該地に鎮座有之乙部兵庫頭藤政鎮守に尊祀致候趣方今は一村安全の爲村民一同尊敬毎年一月例祭相勤候」とあり

一、建御名方神 大字乙部字南高洲九百四十九番地無格社諏訪神社の鎮座なりき 由緒は「明細帳」に「該地は往古より海岸に候故毎年七八月風雨の際堤相切れ田畑を損害候に付百方修理し盡力其功無之就ては年曆不詳に候共八月十六日に更に堤を修築致し其邊相應に地を撰定して一本の松を植へ神木と致し右神靈を勸請し堤鎮護の爲祭鎮候故素より社殿無之趣申傳候然るに其後破損の憂無之に付村民一同崇敬毎年勸請の日を以て例祭相勤候」とあり

一、菅原道眞 大字乙部字七家村社須賀神社境内社菅原神社の鎮座なり



き 由緒は「明細帳」に「當社尊体は源頼政文雅の祈願により自ら彫刻し鎮守に崇め床上に安置信仰被致候に付歌道に達し且位階昇進等も有之其後裔孫乙部兵庫頭源藤政に至り當社を創建同く尊祀被致候趣に候方今は村民崇敬該村安全の爲毎年二月例祭相勤信仰致居候明治四十一年十一月十六日許可を得て同字内より本社境内へ移轉あり

一、考證

舊比佐豆知神社

「伊勢國神名帳考證」 比佐豆知神社 天日名鳥命天穗日命子 日南田村産

社此乎佐與南音通豆知神也此下載加良比乃神社可美乾飯根命之祖也

奄藝郡有同名社亦名建比良鳥命伊勢津彦命同種神也

「神名帳考證」 比佐豆知神社 今塔世愛宕山歟火雷命 近江國比都佐

神社舊事紀云火之産靈迦具突智

「三國地志」 ○比佐豆知神社 按雲林院村に坐す俗雨土御前と稱す是

歟祭神詳ならず

「神名帳考證再考」 比佐豆知神社 日本紀第一卷に出る國狹槌尊是は國

の二の全音ヒを生して國久クニの義なり國常立尊の後に世を知しめせし神

なれば國常と云に次へし槌は假字雷イカサチ 山裾ヤマソコに同じ前の字留布津神社

に神世七代の中なる涅土煮を祀る例のごとし社地日南村に在とす未考

「伊勢式社案内記」 比佐豆知神社 同塔世愛宕と云ふ大市神社より北を

去廿五丁

「背書國誌」 「一比佐豆知神社土 愛宕權現 塔世村

「古屋草紙」 比佐豆知神社 愛宕權現と稱

「勢陽俚諺」 比佐豆知神社 津塔世愛宕山

「伊勢參宮名所圖會」 「愛宕山橋の北西の森なり これを愛宕權現と云當城の子の方鎮

主として塔世の惣社也延喜式神名帳に比佐豆知神社とあるは是也白子に同名

の神ありいつれは是なる

「勢陽五鈴遺響」 「式内比佐豆知神社 塔世川橋より四丁許乾位にあり箕

手山の上に坐す小祠也津岩田大市社より北廿五丁祭神未詳

「勢國見聞集」 「一比佐豆知神社 式内 津塔世橋の上に座す 祭神



火雷命 俗愛宕と稱す 津城の鎮守として塔世の惣社なり

「雙樹落葉」 比佐豆知神社 神名式云伊勢國安濃郡比佐豆知神社こは建部郷塔世の西北に今愛宕權現と稱する是なるへし比佐は瓠の訓豆知は野槌軻愚突智などの豆知にて抵也神の御名に稱へていへり古事記云二神因河海特別而生神云次天之水分神次國之水分神次天之久比奢母知神次國之久比奢母知神と見るたる久比奢母知は汲瓠持の義にて水神也鎮火祭祝詞云神伊佐奈岐伊佐奈美乃命妹背二柱嫁繼給氏國能八十國嶋乃八十嶋平生給比八百萬神等平生給比麻奈弟子爾火結神生給氏美保止被燒氏石隱坐氏云々吾名妖命能所知食上津國爾心惡子平生置氏來止奴宜氏返坐氏更生子水神瓠川菜埴山姫四種物平生給氏此能心惡子乃心荒比波水神瓠埴山姫川菜平持氏鎮奉止事悟給支と見わて比佐豆知は水神にて愛宕軻遇突智の荒ひ給ふをなため給ふにて是火防神也然るを世俗愛宕火結神を火防神といふはいと誤れり之よりして比佐豆知神社を愛宕と誤也火結神を祭るは御心の荒ひすさひな給ひその義なれば鎮火祭行はるゝ也神名帳考證に火雷神と書せしれば非也神代紀一書云伊弉册尊

生火産靈時爲子所焦而神退矣其且神退之時則生水神罔象女及土神埴山姫又生天吉葛と見わたる天吉葛は瓠也と正通のいはれたり

「神社叢録」 比佐豆知神社

比佐豆知は假字也○祭神詳ならず。塔世

愛宕山歟名島政方云々

以下雙樹落葉の文を引けり

連胤按るに比佐豆知の名目實はし

られざる事を強て説なすは宜しからずといへどもかゝることを穿は近世の人氣にてあればさはさてありなん當社愛宕といふを稱するより都ての愛宕に云へるは甚し愛宕火神にして火を守るも由縁あることならし別雷神の雷といふより雷電の祈りすれば除き給ふといふよりは由縁あるべし又當社を相殿に火神を祭りしことにもあらずさて其相殿にまし、神なるが其名を専らと稱せしこともはかりがたし強て水神なりとも解崩さぬぞ然るべき考證に當社また奄藝郡に在しをも共に火雷といへるは當社を愛宕といふよりのおしあてなればもとより論なし

類社 當國奄藝郡比佐豆知神社

「式内神社檢録」

○比佐豆知神社

略上されは其愛宕祠を本社に填るは浮妄

のことなるを人に信せしむとて後人の狡詰に作爲せりけむ愛宕山の東



なる箕手山より掘出せりと云ふ石の狛犬高さ一尺許なるもの二頭を神官倉田石見か家に藏す其一頭の臺坐の裏に比佐豆知社祠部清兄一頭の臺裏には承和十九年月日汐丸と彫す其形狀古拙を摸せりと雖も千歳の舊物に非らず全く愛宕を本社に配せむとして作る所の贋物なり然るを明治元年九月神宮行幸の日其愛宕祠を本社と誤認せられて奉幣を預けられしは遺憾の至なりけり然して本社之眞蹟は宮地記に津より二里半西草生村天神と云ふあり是れ比佐豆知天神大自在天神同殿に祭ると云遺響にも天神社ヒサツチ天神と云大社也草生の内廣村にありと云へるが如く草生村の産神支邑平尾に在て從古比佐豆知天神と稱し確乎たる舊社なり但元龜二年十一月の棟札を始め數枚あれども皆當社とのみありて神號を記せず天明三年に掲けたる扁額に比佐津知天神天滿自在天神と二行に記せり其神靈は衣冠の体なる一軀禿頭短袖の体なる一軀なり共に舊古の木像にて鼻目て見えす其余神石一顆の三體を殿内に又小舎を作て西方に安置す是比佐豆知天神の御靈なり又天滿天神の彩色の大木像を東方に安置せり但元和以來社額に元龜十五年に村吏草生庄八管家文章一部同妻天滿大自在天神之著色木像一軀を奉納と記す即此木像のことなるべし古來其神號をも失

せず遺存せる社を措て他に牽強するは不勘と謂ふへし但社名珍らしければ解釋しかねて晤語に云く○晤語は雙樹落葉の一名宜なる説の如くなれと天神と稱するに符はず仍て按るに塵袋に引用する常陸國記に云く採大谷村之大榘本材造鼓末材造瑟俗云比佐頭瑟をば此國にはひさと云けると載たる比佐頭にて瑟持と云意なるへし神樂歌、竈殿遊歌に止與戸川比みあそひ須良之毛比さかたのあ戸のかはらにひさのこゑするとある比左即其瑟にて豊戸郡比神二柱を稱名するなるへし村民祈雨の踊哥長野忠五郎所藏の舊本云先づ久土の神を伏拜み云云又久土の御宮中云々などありて比佐豆知を以て神號とする古俗の口傳舊く聞えたり以て支證に備ふへし

〔大日本史神祇志〕 比佐豆知神社 ○今在二建部郡塔寺村西北一稱二愛宕神 蓋祀天久比奢母知神國久

比奢母知神 古事記 ○按世俗以二愛宕神二爲二大神二亦以爲二防火神二然本社祀二水神一則比奢母知神 延喜式 實爲二防火之神二而世俗以二其神開二誤爲二愛宕二也附以備考

○比佐豆知神社の祀神古來明ならず或は天日名鳥命 伊勢國神名帳考證 となし或は火

雷命 神名帳考證 勢國見四集 となし或は國狹槌尊 神名帳考證再考 となし或は天之久比奢母知神

國之久比奢母知神 雙樹落葉 大日本神祇志 となし或は豊戸郡比神 式内神 社檢録 となす中に就き

て天日名鳥命説は比佐豆知の社名を類似の地名日南田村に附會せる假



定説を出発点としたれば論據最も不確實たるを免れず又國狹植尊説豊戸都比神説の如きも頗る窮せるに似たり唯上記諸説中にありて稍傾聽に値すへき物は火雷命説と天之久比奢母知國之久比奢母知神説なりと雖本社○塔世橋の西北、道線路の上方の社地を今津市大字愛宕町○塔世橋の西北、道線路の上方なる俗稱愛宕權現なりとするは猶研究の餘地あるか如し「三國地志愛宕祠の條に按舊金井町にあり舊地に小祠を建稚寄を祀る五十、六日に祭祀なす俗に雷祭と云」侯家鎮護の爲寛文九年此山に移すと云へるを伊勢參宮名所圖會「勢國見聞集に合考するに本社は實に寛文九年津城鎮護の爲に金井町より移建せること明なりされは此の愛宕祠の地は比佐豆知神社本來の鎮座地に非ず猶其の社地の問題に至ては古來異説多し中に就て「伊勢國神名帳考證」に記せる日南田説の如きは深く論する迄もあらねど「式内神社檢録」所引の宮地記に草生村の天神祠と云へるも如何あるへき勢陽五鈴遺響草生村の條に「式外天神社ヒサフチ天神云云大社也草生之内草生村にあり」ト云「天神祠の存在し、而も大社たりとせば「遺響」の著者「式内」の比佐豆知神社を以て之に去るは了解に苦まざるを得ざる所なりされは草生の祠は「ヒサフチ」天神に非ずし「ヒサフチ」天神なるに似たり「三國地志」には雲林院村の雨土御前社を以て此に擬したるが此の説最も實に近きか如く覺ゆ其の社名比佐豆知の名儀は「雙樹落葉」の説最も當を得た

るに似たり

舊山上神社

「伊勢參宮名所圖會」

「算所中茶屋の西裏町也」

今は修驗者陰陽師の居所也

其昔は

加藤修理少進景道前九年の時頼義に屬して安部貞任とたゝかふ其男加藤五郎景清其男加藤伊勢守光貞其男兵衛尉光兼居住しけり光兼承久年中に討死して其家斷絶す其跡に景清山の神と云は残りて楠たむの木の  
大樹畠の中にあり又南の方に門前といふ地名あるのみなり」

「勢陽五鈴遺響」

「景清山の神祠」

同處○下田

西の田圃の中に小き森然たる

鬱林あり方俗山の神と稱す往昔加藤修理少進景通其男加藤五部景清其男加藤伊勢守光員加藤太其男加藤兵衛尉光兼に至り此地の四天王寺の北に居せり此處は景清か胞衣を葬たる處なり故に後世産所と名く此處より南に門前と字する地あり四天王寺に隣れり今俗寺塔の門前と稱すは非なり加藤氏の亭宅の地也其光兼に至り承久年中戦死して廢せり光員は加藤次景廉か兄にして治承年中源頼朝伊豆州に於ては牧判官を撃つ其魁兵なり詳に東鑑に載たり故に四天王寺建營は加藤氏の掌る所なり



其徴は河曲郡柳村條に詳なり今方俗算所或修験者多く居す故に山上と名くとするは謬傳なり中世舊案に山垣外とも載れとも産所の名は舊く傳へたり

○按に「源平盛衰記」によれば加藤氏伊勢に住せるか如し四天王寺の寺記及永享八年同寺勸進狀に記したる悪七兵衛景清は此の加藤氏なる景清を誤れるものにして此人四天王寺の修造に與ると云ふ山上神社の祭神を此の人に繋ぐるの説は猶研究の餘地あらん

### 一、境内神社

稻荷神社

一祭神

宇迦之御魂命

大山祇命

一由緒

當社は明治四十年二月二日許可を得て同月廿四日に大字愛宕町無格

社稻荷神社を合祀し次て明治四十一年四月十日許可を得同月十七日に大字愛宕町村社宇氣比神社境内社伊奈利神社を合祀し更に明治四十二年五月十七日許可を得六月二日に大字下部田村社八幡社境内社稻荷神社を合祀せり而して合祀前に於ける下部田なる稻荷神社は明治三十九年七月二十八日許可を得て同大字内無格社山神社を合祀したりき

舊稻荷神社は元祿十年丁丑津藩主の建立に係ると云ひ比佐豆知神社修験蓮花院事子宮眞清所藏の記録には富田氏津城主たりしとき信仰篤く九月十七日を以て例祭を行へる由古老の口碑に存せりと見えたり其社地茶臼山に在るを以て俚俗茶臼山稻荷明神と呼び或は本社鎮座に依りて山名をも稻荷山と通稱するに至れり

一宇迦之御魂命 同神四座を合靈せり 一座は本社境内社稻荷神社の鎮座にして由緒は「明細帳」に年月不詳にて往古より當境内に鎮座有之近「村人民歸依致候」とあり 一座は大字愛宕町字鳥井前百六十九番地無格社稻荷神社の鎮座なりしか由緒は「明細帳」に創立年月不詳に



候得共往古より該地に鎮座有之近町人民崇敬致し毎年二月例祭相勤候一座は大字愛宕町村社宇氣比神社境内社伊奈利神社の鎮座なりしか由緒は明細帳に創立年月不詳に候得共文政年間塔世村鎮座村内安全の爲祭祀相成候處明治四年該地境内に遷座有之候事に御座候とあり又一座は大字下部田村社八幡神社境内社稻荷神社の鎮座なりしか由緒は明細帳に年月不詳にて往古より當境内に鎮座有之下部田村餘慶町兩所の鎮守に崇敬致候とあり

一、建築物

本社 權現造

御門

一、大山祇命 大字下部田字若林無格社山神社の鎮座なりき 由緒は

明細帳に創立年月不詳に候得共當町相開候際一町鎮護の爲奉祀致候趣依て人民一同崇敬致候とあり

- 瑞垣
- 拜殿
- 神具舎
- 鳥居貳基
- 燈籠五基
- 境内社 稻荷神社
- 本殿

一、境内 貳千七拾三坪 官有地

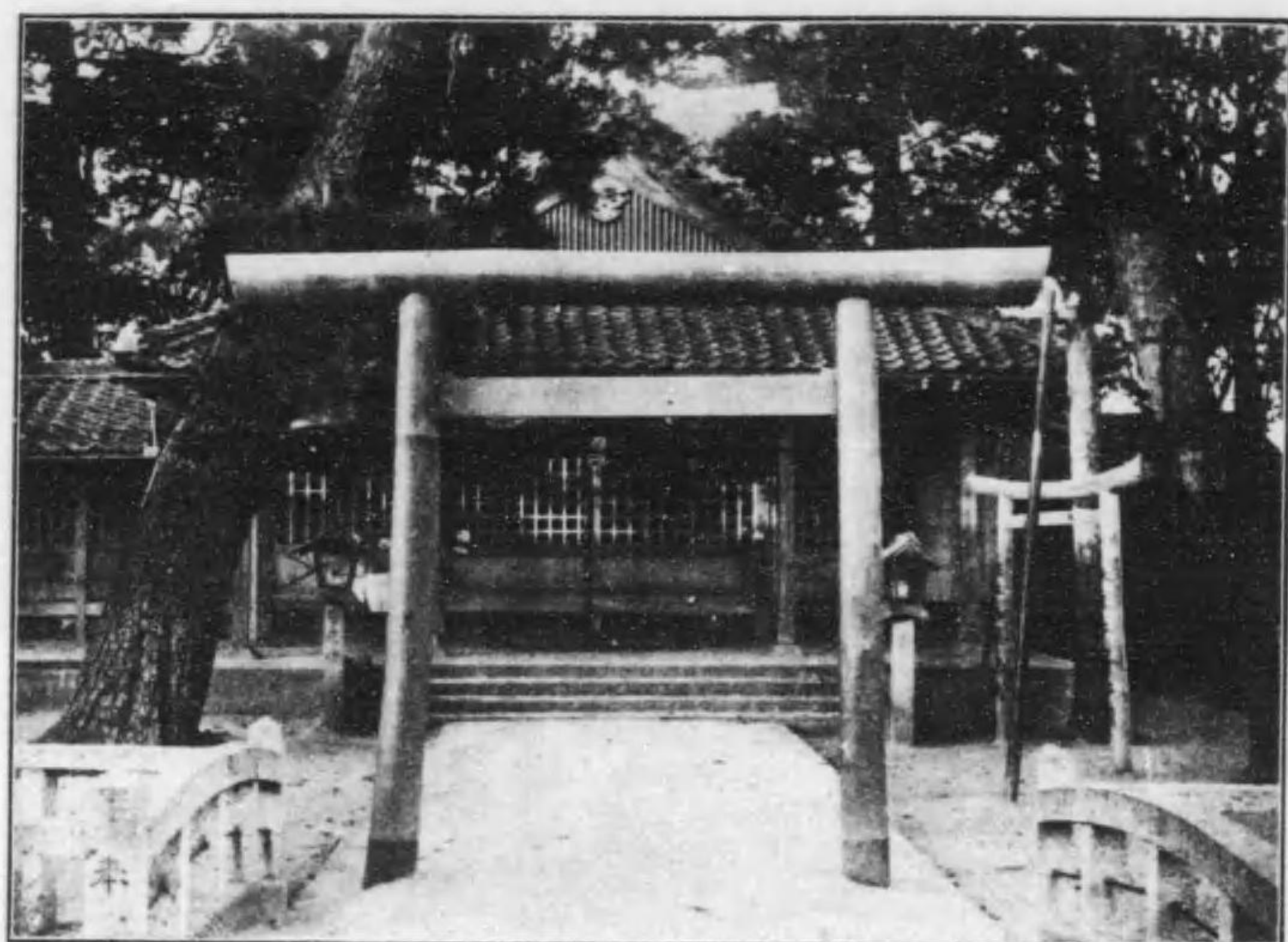
附記

當社の位置は塔世橋の西北方約三丁の丘上に在りて東面の鎮座なり域内は樹木森々として繁茂し神嚴を保ち東南遙に伊勢の海を望み眼下一條の流は安濃川にして津市街及阿漕浦等双眸の中にあり風光絶佳なり

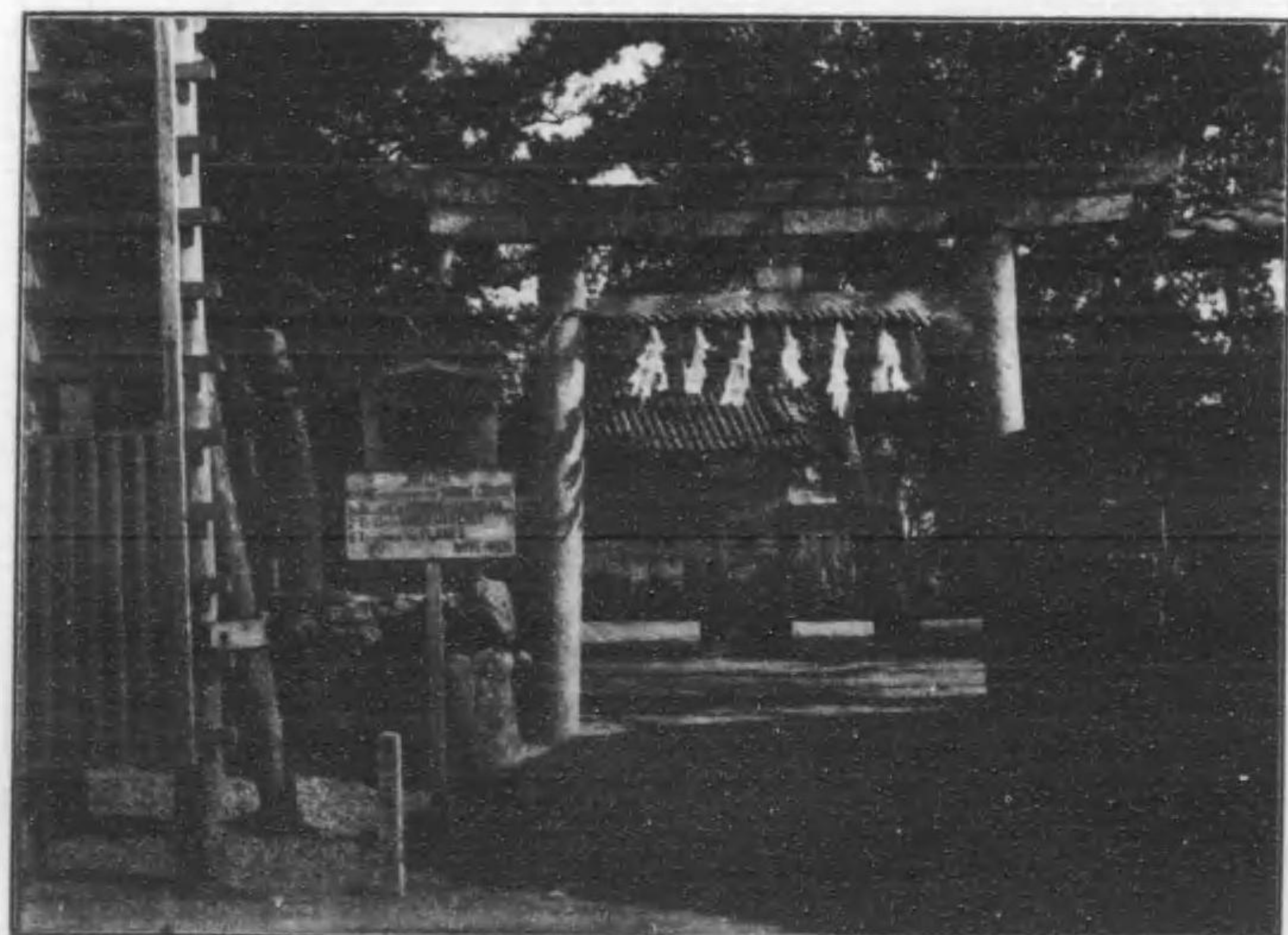
一、氏子 千貳百戸 大正二年十二月調

一、祭日





村社 稻荷神社



村社 市杵島姫神社

祈年祭 二月  
 新嘗祭 十一月  
 例祭 十月二十四日

一、寶物

高麗狗 石造 壹對 承和七年製作

一、基本財産

大正三年三月末現在

金六百八拾圓

三重縣農工銀行特別預金

金百六拾七圓六拾壹錢

郵便貯金

金七百五拾圓

津電燈株式會社株券額面



# 村社 稻荷神社

津市大字相生町字上小畑八百十三番地鎮座

## 一、祭神

倉稻魂命  
須佐之男命

## 一、由緒

「明細帳」に「上古此地を清原と云葦生ひたる所と口碑す享保十一丙午年安濃郡津藏町住伊藤又五郎旨盛此地を開拓し稻荷神社を造建し土地繁昌せんことを祈る續いて家屋を建設し衆庶に貸住せしむ此に於て四方より來住し民業益々繁榮す歲月を追ふて彌盛なり後領主より新東町と町名を賜はり氏神と仰祭するものなり」とあり

明治六年三月村社に列せられ大正元年九月三重縣告示第五十八號を以て神饌幣帛料供進指定社となれり



一、境内神社

大國主神社オホクニヌシ

一、祭神

大國主神オホクニヌシ

八重事代主神ヤヘヒコシロヌシ

一、由緒

「明細帳」に「此社は本社創立の砌り境内に鎮祭し町内産業繁榮の爲め末社とす」とあり

金刀比羅神社コトヒラ

一、祭神

大物主神オホウケミ

一、由緒

「大國主神社」に同じ

山神社

一、祭神

大山祇命オホヤマノミコ

一、由緒

「大國主神社」に同じ

福松稻荷神社フクマツイナリ

一、祭神

宇賀之御魂命ウカノミタマ

一、由緒

「明細帳」に「此社は本社創立後信仰者之意願に依りて當社境内に鎮祭する所なり」とあり

福壽稻荷神社フクジュイナリ

一、祭神

宇賀之御魂命ウカノミタマ

一、由緒



「福松稻荷神社」に同じ

一、建築物

本社

本殿

拜殿

鳥居

燈籠

境内神社

大國主神社

本殿 素屋

金刀比羅神社

本殿 素屋

山神社

本殿 素屋

福松稻荷神社

本殿

福壽稻荷神社

本殿

素屋

一、境内

三百三十四坪

民有地

明治四十三年十二月社殿及び境内地全部を新東町の伊藤純太郎由緒中にあり伊藤の末孫寄附せり

附記

當社は市の東方に位し新東町の北部に接続せる平地に在りて南面の鎮座なり參道の口に銅製の大鳥居あり之を入れば左方に手水舎右方に社務所相對立す神門を入ること五六歩にして一抹の流あり架するに缸を以てす老松幾株鬱蒼として榮る頗る幽趣あり

一、氏子

二百九十八戸

大正二年十二月現在



一、祭日

祈年祭 二月

新嘗祭 十二月

例祭 十月十七日

一、基本財産

大正三年三月現在

金一千五百圓

三重縣農工債券

金二百六十圓

勸業債券

村社

市杵島姫神社

津市大字津與貳千三百九拾壹番地字下地附鏡座

一、祭神

市寸島比賣命

宇迦之御魂命

建速須佐之男命

猿田毘古命

大物主命

大日靈貴命

大山祇命

東照宮

一、由緒

當社は往古より現社地に鎮座ましまし市杵島姫神社と稱し明治四十年



十一月十二日許可を得て同月十七日に本社境内社猿田彦神社を合祀せり而して合祀前に於ける猿田彦神社は元杉山伊奈利神社と稱せしが明治四十年二月十五日許可を得て同年十一月一日に村社市杵島姫神社境内社須賀神社稻荷神社事比良神社猿田彦神社山神社大字岩田字きら／＼無格社事比良神社同境内社猿田彦神社大字津興字阿漕町無格社神明神社同山神社及杉山伊奈利神社相殿事比良神社を合祀し猿田彦神社と改稱せしもの又其の字きら／＼無格社事比良神社は明治三十八年八月五日許可を得て大字津興字上辨財町無格社山神社三社を合祀せしものなり

一市寸島比賣命 大字津興二千三百九十一番地村社市杵島姫神社の鎮座にして其の由緒は明細帳に「往古建武延元の頃北畠顯家公常に崇敬ありて屢々軍功を立てられし事あり顯家公戰歿後弟顯能伊勢に移るに至り多氣の城内に鎮祭し北畠家世々鎮守とす然るに天正四丙子年十二月八日大宮武藏守井上丹後守雨氏を使者として洞津岩田清長院へ預けられたり依て此處に社殿を新築して安置せり多氣城主崇敬の神なるを以

て諸人格別信仰せり以後追々人民居住するより土地の産土神とす元文五庚申年正月北畠の臣某の末多氣郡相可郷西村廣定同廣泰より奉納と鑄名ある釜壹つ寄附あり今に至りて存在せり明治六年三月村社の格を賜ふとあり

明治三十九年十二月三重縣告示第三百八十號を以て神饌幣帛料供進指定社となれり

補遺

口碑に云當社は往昔庚申塚ありて猿田毘古命を祀れり然るに萬治三年に至り附近民家の建築を許されてより新町と稱し漸次人烟稠密となれり其の後北畠家より清長院へ托されたる市杵島姫大神を右庚申塚の境内に祀りて新町の産土神と崇めたり市杵島姫神社を俗に辨才天と稱するより貞享三年に至り新町の町名を廢し上辨財町下辨財町の兩町となし其の續きへ建てたる人家を阿漕町と稱し同く當社を産土神と仰き奉れり

一宇迦之御魂命

同神二座を合靈せり

一座は村社市杵島姫神社境内



杉山伊奈利神社の鎮座なりしが由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳元辨財町住杉山某の家の鎮守なりしが天明年中故ありて同町内藤某なる者信仰人と俱に本村字八の尻に社殿を新築して天照大神を合祭す依て杉山伊奈利社と稱す然るに近傍皆畑地なるを以て風雨の爲祠宇破損甚しきを憂ひ當地へ移轉の義出願明治十八年七月三十日許可廿年七月移轉とあり 一座は同境内社稻荷神社の鎮座なりしが「明細帳」に「不詳」とあり

一、建速須佐之男命 同上境内社須賀神社の鎮座なりしが由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳往古下辨財町眞教寺の僧某なる者靈驗を蒙りしより諸人信仰す」とあり

一、猿田毘古神 同神二座を合靈せり 一座は同上境内社猿田彦神社一座は大字岩田きらく 無格社事比良神社境内社猿田彦神社の鎮座なりしが由緒は「明細帳」に「何れも不詳」とあり

一、大物主命 同神三座を合靈せり 一座は大字岩田字きらく 九百三十一番地無格社事比良神社の鎮座なりき其の由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳往古或人此の道路を通行せしに身の長け大なる老翁に逢ひ種々の

物語するに此處に至るや何れに往かれしか其跡を見す其の奇事度々のことなり夫より不思議の冥福を蒙りたるより猿田毘古神祠あるを以て金比羅權現を相殿に勸請せり夫より里人倍々崇敬せり權現號を廢し事比良神社と改稱せりとあり 一座は村社市杵島姫神社境内社事比良神社一座は同上杉山伊奈利神社相殿事比良神社の鎮座なりしが由緒は何れも「明細帳」に「不詳」とあり

一、大日靈貴命 同神二座を合靈せり 一座は大字津興字阿漕町無番地無格社神明神社の鎮座なりき由緒は「明細帳」に「勸請年月不詳往古惡疫流行の砌防護の祈りに此處へ皇大神宮の大麻を安置して冥護を蒙りしより當町に於て彌信仰して奉仕せりとあり 一座は村社市杵島姫神社境内社杉山伊奈利神社の鎮座祭神三座の中なりしが由緒は「祭神宇迦之御魂命に同し

一、大山祇命 同神五座を合靈せり 一座は大字津興字阿漕町無格社山神社 一座は村社市杵島姫神社境内社山神社三座は同大字々上辨財町無格社山神社三社の鎮座なりしが何れも由緒は「明細帳」に「不詳」とあり



一、東照宮 村社市杵島姫神社境内社杉山伊奈利神社の鎮座祭神三座の中なりき  
由緒は「祭神宇迦之御魂命」に同じ

一、建築物

- 本殿 流造
- 素屋
- 拜殿
- 玉垣
- 御門
- 鳥居
- 手水舎
- 燈籠 五基
- 物置

一、境内

三百八坪 民有地

附記

當社は大字津興字下辨財町の南部に位し南面の鎮座にして伊勢街道に  
接し境内には银杏榎等の大樹ありて風致を添ふ

一、氏子

四百八十一戸 大正二年十二月現在

一、祭日

- 祈年祭 二月
- 新嘗祭 十一月
- 例祭 十月
- 春季祭 四月

一、寶物

- 古鏡 一面 青銅圓形 作者天下一
- 釜 一口 青銅 作者安保氏
- 扁額 一個 青銅 作者不詳



太刀 一口

太刀造り  
無銘

短刀 一口

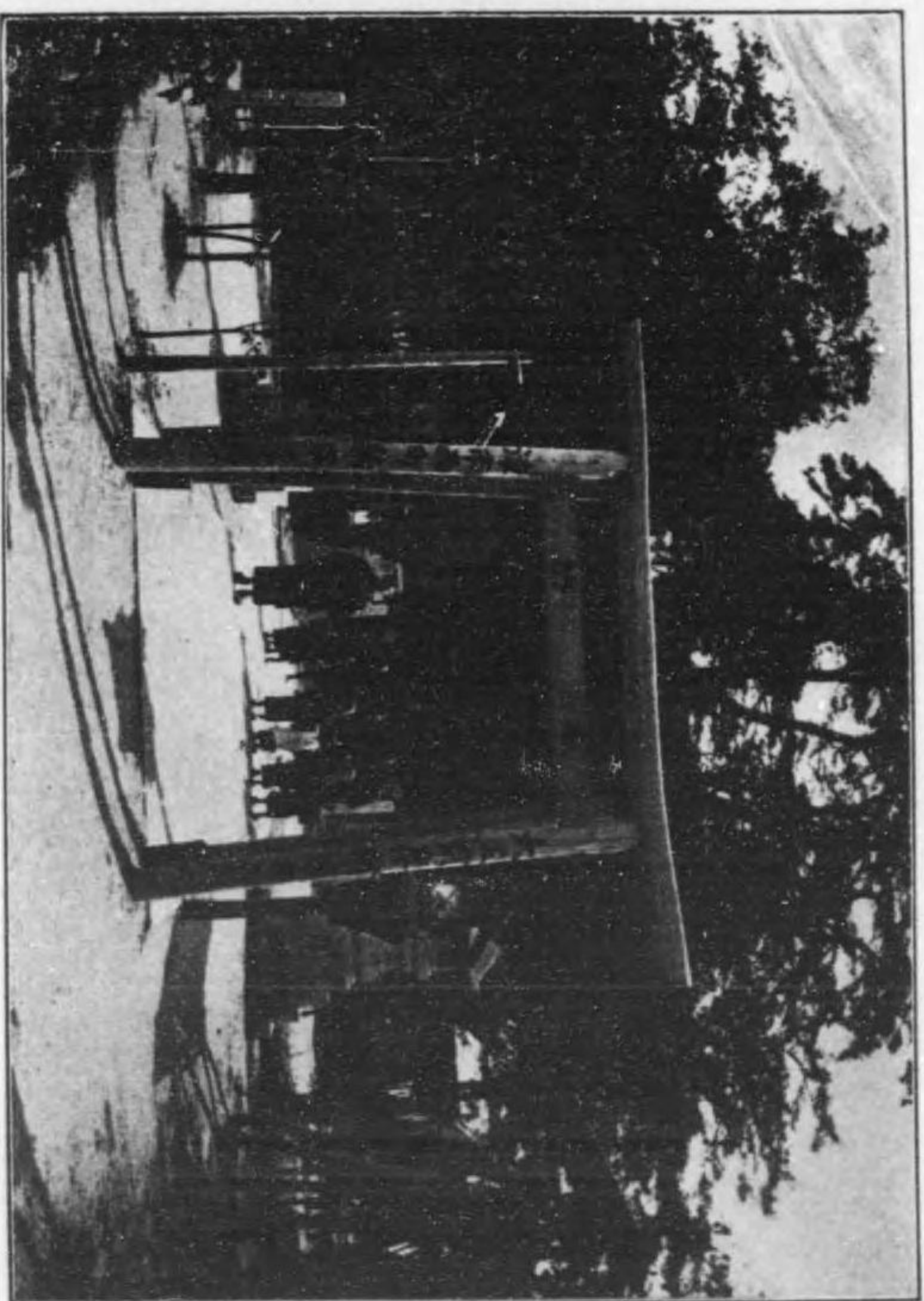
白鞘  
無銘

一、基本財産

大正三年三月現在

家屋 貳棟

建坪 四十五坪五合



村丸山稻荷神社



村社

丸山稻荷神社

津市大字岩田字丸山二番地鎮座

一、祭神

宇迦之御魂神

一、由緒

「明細帳」に「勸請年月未詳往古富田信濃守洞津城建築の砌城廓守護の爲此の山頭に稻荷明神を鎮祭して信仰あり依て市中一同崇敬せり其後藤堂高虎公入城の後如何なる由縁か稻荷明神の神靈を長谷部某なる者に給ふ某是の丸山明神隨縁の地なりとて此の山を乞ひ受て相殿に鎮座し厚く信仰せり或る時丸山鎮座稻荷明神は津市中鎮火守護神なりと靈夢を蒙ること有るにより該市中の者火災の難を免かれ靈驗の不思議なることを知て益々崇敬す故に近傍の民家は格別尊敬せり猶兼て信仰者より出願するに依り明治十二年九月廿七日村社格御聞届の御達あり」とあり



明治十八年十一月九日許可を得て丸山神社と稱せしを丸山稻荷神社と改稱せり

二二四

一、境内神社

合殿社

一、祭神

宇迦之御魂神

天兒屋根命

罔象女神

一、由緒

「明細帳」に「此社は嘗て舊津藩主城内に鎮座あり其所以たるや富田信濃守在城の御義高明神と云神祠ありし由富田家開城の節動乱の爲に破却せられて社壇跡のみ存在す慶應二年五月該藩主藤堂公宿願にて右社跡に神殿を建築し春日大明神義高明神秋葉權現三座を勸請せられ城内鎮守として崇敬あり廢藩の御當社へ遷坐す是故を以て諸人も大に信仰せり」

とあり

一、建築物

本社

本殿 神明造

拜殿

玉垣

鳥居

手水舎

物置

燈籠 六基

到來所

社務所

境内神社

合殿社



本殿 神明造  
拜殿  
玉垣

一、境内 六百七十坪 官有地

附記

當社は津市の最南端に位し阿漕停車場の南方小丘に在り境内には老杉古松枝を交へ四時の眺望佳なり而して近時域内に常磐の瀧を造り神池を穿り鯉魚を放養して一段の風致を副へたり

一、崇敬者 壹千戸 大正二年十二月現在

一、祭日

祈年祭 二月  
例祭 十月八日  
新嘗祭 十一月

初午祭 三月初午日

一、基本財産 大正三年三月現在

家屋 一棟 建坪四十坪五合  
畑田 六畝四步外溝敷十步  
畑 九步



# 縣社 諏訪神社

四日市市大字四日市字諏訪西立會地鎮座

## 一、祭神

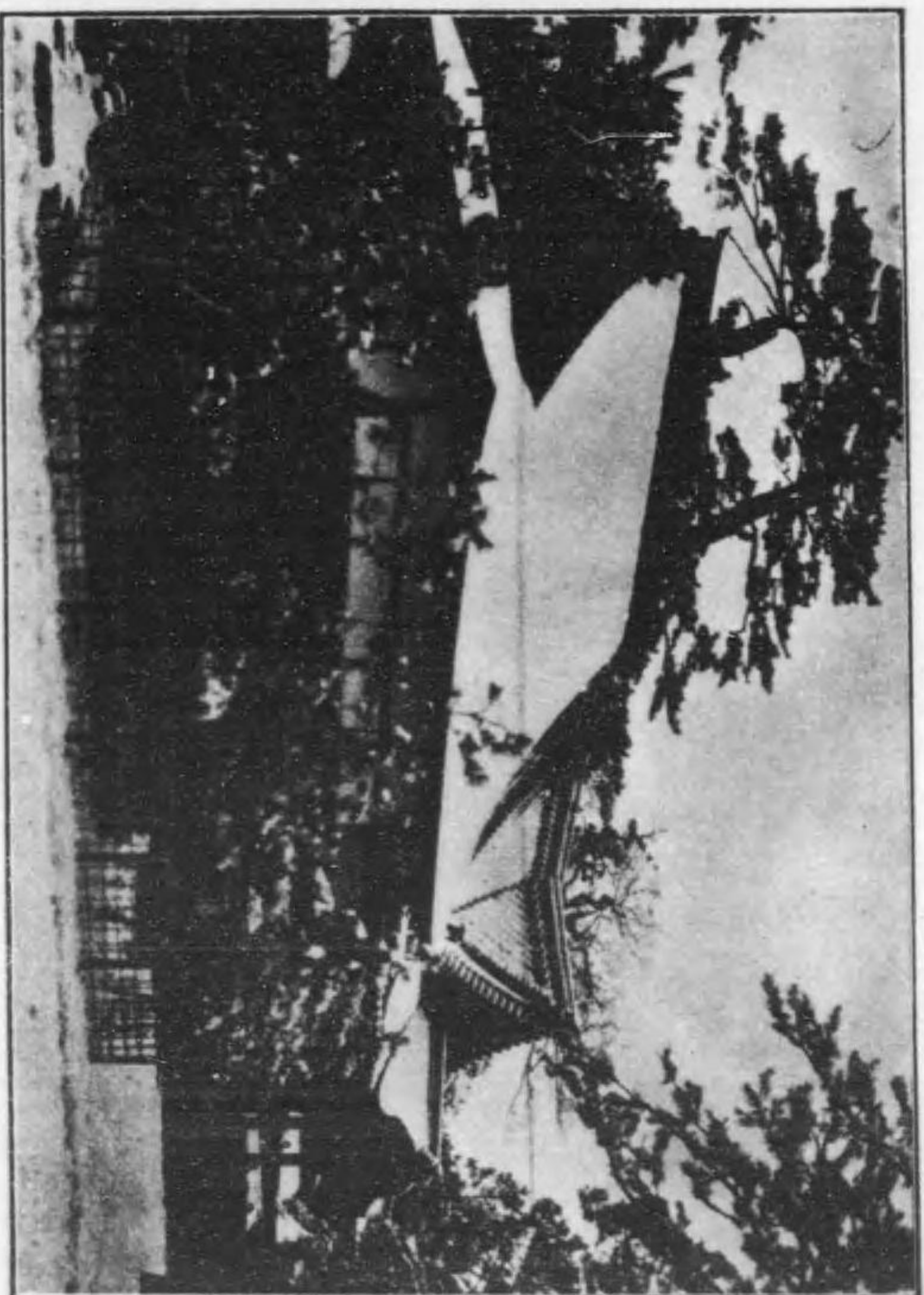
建御名方命

八重事代主命

## 二、由緒

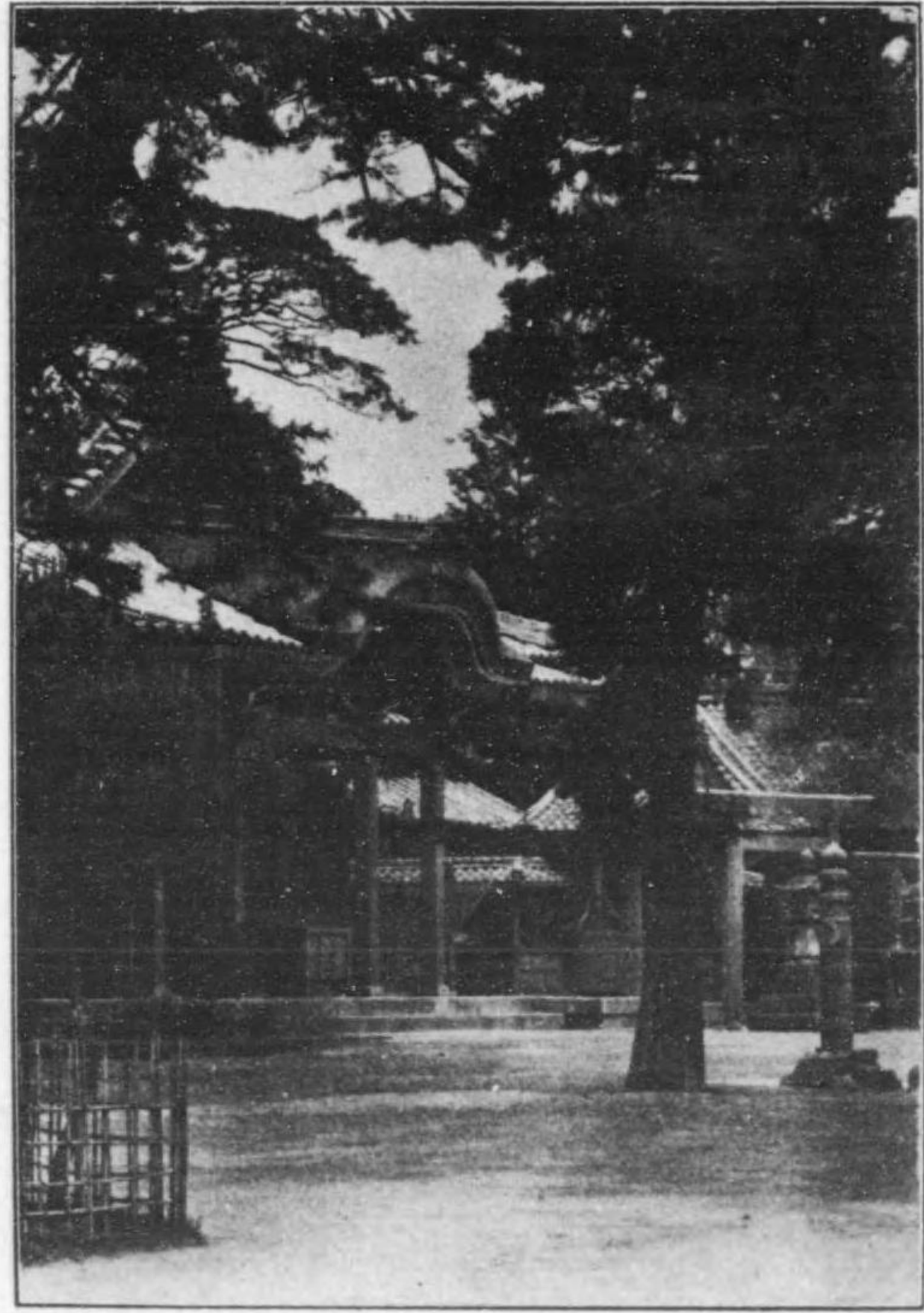
「明細帳」に「本社は今を距る六百七十七年前則建仁二年壬戌七月廿七日信濃國諏訪郡鎮座延喜式内(名神大)南方刀美神社御分靈を奉遷せし者にて即當市開拓以來の産土神なり祭日は例年八月廿六日七日の兩日にて維新前は舊幕府支配役所より役員一名参向し尙祭事取締として別に掛員を差向たり明治六年三月縣社に列せられ夫より明治九年迄は例祭日には地方長官代参向せられたり」とあり

補遺



縣社諏訪神社の一





二ノ社神訪諏社縣



明治元年三月二十四日 明治天皇御東幸の際内侍所を當社拜殿に  
御鳳輦を域内の池邊に駐めさせられ同年十二月十八日御還幸の際及び  
二年三月十三日再び御東幸の際も同しかりき  
明治六年三月三重縣廳の辭令を以て縣社に列せられ當時の行政區たり  
し一二三の小區の郷社をも兼ね給へり  
往時は正一位諏訪大明神と稱せり然れども此の神位はト部家より下し  
たる所謂宗源宣旨なれば維新改革の際明神號と共に消滅せり度會縣管  
轄の當時市濱諏訪神社と稱せしかと三重縣廳を置れてより現在の如く  
諏訪神社と單稱せり

## 一、考證

當社の事の最も古く物に見えたるは萱生由章の「三重賦」に「四日市諏訪の  
明神は昔歴はしらす百と世に及はぬ比か近郷に名高き祭は七月の廿六  
七兩日のねらものにそおひたゞし北阿さらに御旅所の昔はありしか今  
日又たゑてもやうもかはりてし」と云へるを初めとす稍降て「伊勢參宮名



所圖會には、○諏訪神社祭所建御名方命八坂刀賣命也四日市町其地を江藏田と云此社に赤堀家の重寶田原藤太秀卿の冑ありと見え又勢陽五鈴遺響には式外諏訪神祠同驛○四日市の南小字西町官道の西傍座す祭神信濃國上下諏訪大明神本驛の産神とす 例祭七月二十七日四日市祭と稱す 近邑農商群詣す 大鳥居官道の傍にあり 正面石梁を架す左に神官手水所右に御輿舍其右の傍に小鳥居 八幡宮天神稻荷同殿に坐す正面本社なり 社傳三祭神二座都吐齒八重事代主命建御名方命建仁年中信濃國諏訪上下二社を勸請め奉祭と云云 背書國誌古屋双紙に八坂刀賣命を祭ると載す妄なり 又此社を江藏田と稱す赤堀城主田原美作守の傳寶俵藤太藤原秀卿の兜を神殿に藏むと云或云赤堀美作守か兜太刀なり 世俗謬て秀郷か遺物と云は非なり按に未だ其證を不得は是否論し難しと記したり但藤原秀卿の冑と稱するものは本社の寶物に非ずして鶴森神社の寶物なり同社の條を參看すべし 本社を宮幣中社諏訪神社の御分祀とすれば御祭神は正しく 建御名方宮命 八坂刀賣命なるへきに事代主命を配したるは特色とも云ふへきか尙後に謂ふへし而して御鎮座地の明治十二年の明細帳と今日と相違

せるは全く行政處分の改正に基因せるものなり 扱御鎮座年紀は天保九年の記録に建仁二壬戌年從信濃國遷座奉鎮座候以來四日市濱田村爲總産子不怠奉渴仰候とあるによりて明細帳に建仁二年と記せれど如何あらん尙又何人の崇敬によりて此に勸請なししかをも記さす抑諏訪の大神は古事記に爾天鳥船神副建御雷神而遣略中故爾問其大國主神今汝子事代主神如此白訖亦有可白子乎於是亦白之亦我子有建御名方神除此者無也如此白之間其建御名方神千引石擊手末而來言誰來我國而忍忍如此物言然欲爲力競故我先欲取其御手故令取其御手者即成立氷亦取成劍及故爾懼而退居爾欲取其建御名方神之手乞歸而取者如取若葦搯批而投離者即逃去故追往而迫到科野國之洲羽海將殺時建御名方神白恐莫殺我除此地者不行他處亦不違我大國主神之命不違八重事代主神之言此葦原中國者隨天神御子之命獻とありて神代なからの御鎮座地は長野縣信濃國諏訪郡中洲村宇神宮寺に坐すを俗に上諏訪と稱し宮本同郡下諏訪町宇下原に坐すを春宮と稱し宇湯の町に坐すを秋宮と稱し春秋の二宮を併せて下諏訪と云ひ社號は三社通して諏訪神社と稱し御祭神は前記の如く



建御名方富命の外に入坂刀賣命を祀りて今は官幣中社と齋し給へる大社なり然るに當社は上諏訪の御分祀なりと言傳へて事代主神を合殿に祀れる特色はあるも其の由緒明確ならず元來神社の創立は卿士史に大關係を有するものにて其の土地と人との縁故なくして祀られたるものなし然るに交通不便の當時に在りて信濃國諏訪郡に鎮ります諏訪大神を此の地に分祀せしにも何等かの縁故なかるへからず是れ考證を進むるに従ひて起る可き疑問にして此の疑問を解くには鎮座地の區域氏子の變遷等よる研究するを順序とす因て先づ鎮座地より濱へんに四日市濱田村立會地と記せるは地券發行の際御手洗川イクラシ以東を濱田地となし以西を四日市地となししによる然れども周圍の狀況より推すときは往時は全部濱田地にて有りしならん何となれば鎮座地の字を濱田に屬する部分を諏訪西と稱せり單に諏訪といふは諏訪神社の鎮座地なるか爲めの名にて諏訪西は其の西に當れる故に西の字を冠らせて區別せしもの也されは諏訪は本にして諏訪西は末とも云ふべき歟而して諏訪西の隣地を安島といひ其の隣地を堀木東といふ然るに濱田にも堀木東安島の

字ありて一條の耕作路の北にあるを四日市の堀木東安島となし南にあるを濱田の堀木東安島とす此の如く双方に同一の字あるは何れか一方より分れしもならむ且又諏訪社の北の接續地を西浦と稱して四日市地なり然るに其の中央に字諏訪と稱する濱田の耕地三反四畝二十六歩飛地となり居るは今の西新地正しく社地及び其周圍も往時は濱田地なりしことを證すべき也元來諏訪神社の坐す土地なるか故に諏訪と名けしものを本社の社か諏訪西に坐すこと最も謂れ無きことなり由て考ふるに諏訪諏訪西安島堀木東等初めは全部濱田地なりしを四日市實力の發展の結果としていつの頃にか四日市地籍に入りしものならん此の稿を記した後故老に質しければ地券發行の際四日市と濱田の境界甚分明ならさるか爲め終に川以東を濱田の諏訪とし以西を四日市地の字諏訪西に附したるにて全く貴説の如しといへり

次に氏子區の消長につきて陳へんに寛永十一年慶安二年の棟札には共に濱田村四日市場氏子中と記して四日市を下に措けり然るに延寶九年に至りては四日市濱田村と並へて四日市を上に記せり此の署名の前後は實力の



消長に因れるものにて當時造營費の負擔額の多きものを上に記したり  
 則ち寛永慶安時代の四日市は負擔額少き爲め下に記され濱田は多き爲  
 め上に記されたるにて其の後四日市は益々發展して終に十分の八を負  
 擔し濱田は其の二を負擔することなれり是れ濱田の衰へしにあらず  
 四日市が異常の發展をなししに外ならず而して四日市八分濱田は二分  
 の負擔にて之を二分八と稱し維新前より明治三十年則ち市制實施の際  
 まて持續せり斯くの如く負擔額に大差異あるにも拘らず祭禮遊物の順  
 序は今以て二十七日は濱田先優權を有せり其の淵源は御鎮座當時より  
 變らぬものゝ如し近頃發見したる舊記に「夫原當社艸創往昔鎮守府將軍  
 從四位下武藏守藤原秀郷朝臣之苗裔倭美作守忠秀者濱田主人自幼穎悟  
 而奮發武雄内泱合神祇云々勸請諏訪大明神以爲本貫之氏神とありて此  
 の舊記は何人の手に成りたるかは詳ならざるも諏訪神社は正しく當時  
 の武將倭家の崇敬にて鎮祭されたることを知るべき也  
 扱是より當社に關係多き倭家の事を陳へんに伊勢軍記三國地志等に田

原田原はタハナはタハラにて假名字は違へど當時は同一と心得たるもの如し秀郷將軍十一世の孫を足利又太郎定綱とい

ひ忠綱甥を景綱といひ信濃國に移り佐野小次郎と稱す景綱より八世田  
 原孫太郎景信一本に秀郷あり上野國赤堀庄より伊勢國栗原に移り三重郡紫雲寺村大字赤堀の舊名なり赤  
 堀肥前守と稱し三子あり長を羽津城に次を栗原に三男を濱田城に置け  
 りとありて則ち秀郷將軍の末孫濱田の城主たりしこと明也 而して其  
 の初代 倭美作守忠秀 二代 倭紀伊守藤綱 三代 倭遠江守元綱  
 四代 倭與右衛門重綱にて滅びたり而して上野國赤堀の庄より伊勢の  
 栗原に移りしと云ふ赤堀肥前守景信の出所につき種々研究の結果群馬  
 縣上野國佐波郡赤堀村大字今井に赤堀鋁三郎と云ふ人あり實に田原將  
 軍の遠裔にして上州赤堀の城主赤堀上野介景秀の末孫なることを發見  
 せり依て數回往復の末終に赤堀肥前守景信か伊勢に移住の事及び赤堀  
 家の開基に係る菩提所を大林寺と稱し此の寺の持山に諏訪神社を祀り  
 て有る事をも慥めたり且又予か家も田原將軍に縁故ある由をいひ傳へ  
 て紋所は普通の下り藤なれと替紋として **金** 庵の内八の紋所あり往昔  
 は社頭の提灯の紋所とをしたる跡あり田原家の紋所なりと言ひ傳へた  
 れど其の由緒を知らざりき然るに前記赤堀鋁三郎へ往復の間に同家の



分芳

八十万の三字を寄る也

紋所は其由緒は先代赤堀上野介の軍容は常に八十萬騎の威勢ありと世間に云ひ觸ししより之を吉兆として用ふることとなり但し伊勢に分れたるものは八十萬の文字に庵を冠らせて區別せりとの同家の記録にて由緒判然せり斯くの如き事實を綜合して考ふるに當社の勸請は濱田の城主俵美作守忠秀の崇敬して祀れる社なること明也鎮座地の如きも○籍は四日市地たるにも拘らず周圍に歴々として濱田地たりし證跡を存せるものは濱田家此に濱田家といふは俵美作守を云ふに往時村民は濱田殿といひしなりの崇敬にて勸請せる社なれば也造營費の十分の八を四日市か負擔せるにも拘らず祭禮執行の順序は濱田か先優權を有せる事は濱田家崇敬の社にて祭禮も亦同家の發意に起れることを證すへし四日市祭の事は沿革誌に精く辨あり元來諏訪大神は武勇の神に坐しませは武人の崇敬厚き神なりされは俵忠秀も先代の遺志をつき今の地を相して祀り武運を祈りしならむ尙其の類例を舉ぐれば肥前長崎市の總氏神も當市と同じく諏訪神社にて其由緒は薩摩の大守嶋津久貞公信濃國大田莊より薩摩へ移封の際信州の本社諏訪神社を薩摩國山門院の

總社と崇めたまひしを後長崎に祀れりといふ舊典類聚所引の三國擾亂記及び長崎誌による則ち當社も前例の如く祀られ給ひしならん惟爰に怪むべきは當社に俵家關係の書類の存せるもの甚少き事是なり蓋天正年間濱田城陥落の際俵家に關係のものは總へて烏有に歸せしめて人民をして舊主を慕ふの念を絶たしめんとこの政路上の處置に由りしならん扱又勸請を建仁二年と云ふは疑はし常磐村赤堀の氏神八坂神社の舊記建福寺の記録等によりて應永年代といふを信すへき也次きに事代主命を相殿に祀れることは寛政九年刊行の秋里離島か東海道名所圖繪に四日市 諏訪神社 祭神 都味齒八重事代主命 建御名方命 建仁二年中信州諏訪上下兩社をここに勸請すとありて勢陽五鈴遺響も此の説に従へり而して同書に「背書國誌」古屋双紙に八坂刀賣命を祀ると載す妄なりと辨せり然れども前説何れも正皓を誤れり抑諏訪の本宮は建御名方富命 后神八坂刀賣命を祀りて宮殿は上に一社下に二社あるも御祭神に異同あるに非ず尤も信濃奇勝錄に「下諏訪は本社建南方命相殿に兄神事代主命を合せ祭るとあれど内務省の明細帳には事代主命は見えずとさきけり元來事代主命は兄神にま



して父大國主神國避の際偉勳を建てたまひし大神にて往時神祇官の八神殿に祀られ給ひし大神故其の神徳と云ひ御つつき柄といひ御縁故は十分なるも主客の位地を誤れるはいかゞ也されは天保九年其の筋の命により當社より差出したる明細帳に建御名方命次に事代主命とあるこそ正しけり

尙此に一説あり倭家の崇敬により勸請せし當時は無論建御名方神は武勇の神に坐せるか故に自然武將の崇敬厚かりし譯なりされと四日市場の繁榮に伴ひ商家は競ひて夷講と唱へ俗に七福神の一と崇め奉るえびす神則ち事代主神を祀る習慣あり是に由りて前記の如く主客顛倒せる説を生したるか正徳二年刊行の「癸末紀行」林春齋に「四日市場人爭赴處々商賈相共遇 交易添得一日多 郵中恐作公超霧」とある如く當時既に殷賑なる商業地なりし爲め斯の錯誤を來せるに非ざるかと一説として茲に記しぬ扱又諏訪大神の御神徳は前段に引證せる古事記の本文に見ゆる如く初めは葦原の中國を天孫へ献上し就き抗議を申立られたる如くなるも其の實御自身の力量を示さんとて力競へを申出られしまでにて

愈力及はぬと認めたまひては「恐し吾をな殺し給ひそ此の地を除きては他し處に行かす亦我父大國主神の命に違はず事代主の神の言に違はず此の國は天神の御子の命のまに／＼奉らむ」と誓ひ給ひて永く皇室の守神となりまして武人の崇敬を受け給へるは正しく神社は皇室の藩屏にして吾御國體の尊嚴萬世に涉りて渝らざるもの誠に所以なきに有らざる也

### 一、境内神社

菅原神社

#### 一、祭神

菅原道眞

伊弉冉尊

豫母都事解之男命

速玉之男命

#### 一、由緒



「明細帳」に「不詳」とあり

伊弉冉尊、豫母都事解之男命、速玉之男命の三柱は舊社名を熊野神社と稱し、大字濱田字安島に祀れる無格社なりしを明治四十一年九月十五日付にて合祀を願出、同月二十二日付を以て許可せられ、十月八日合祀祭を奉仕せり

一、考證

菅原神社の勸請は何年代とも知り難し、但し棟札に「奉遷宮天滿宮 寶永五戊子年四月吉日」とあれば、寶永五年以前の鎮座なること謂ふまでもなし、されど如何なる緣故によりて此に祀りしか詳ならず

伊弉冉尊、豫母事解之男命、速玉之男命三柱の神は和歌山縣東牟婁郡本宮村鎮座の國幣中社熊野座神社の御分祀なり同社明細帳には御祭神家都御子之神とありて相違せり三柱とせるに許神記の説によれらる、往時俗に熊野權現と稱せし社なる事言ふまでも無し、然れども如何なる緣故にて濱田の安島に祀りしか明ならず、口碑によれば嘗て海嘯のありし際濱田の洲崎に一の祠漂著したるを漁夫等奇異の思をなし、安島の地を相して祀れるなりと

金刀比羅神社

一、祭神

大穴牟遲神

一、由緒

「明細帳」に「不詳」とあり

一、考證

此の社の勸請は文政五年十月十日にして口碑によれば、當市堅町仕立屋喜十郎といふ者、香川縣讚岐國仲多度郡琴平町に鎮り坐す金刀比羅宮俗に金毘羅大權現と稱せりに參詣して祈禱の神札を拜受せり、然るに其の後喜十郎發狂せしかば、近隣の者評すらく卑賤の身を以て貴き神明を私に奉仕せるは神威を恐れざる所爲にて爲めに、此に至れるならん、宜く之を諏訪神社境内に勸請して神怒を謝すへしとて、遂に森寺喜右衛門印田孫四郎堀川喜助等首唱となり、新に神殿を建築し、鎮祭せりと云ふ

因みに云ふ、金刀比羅宮は御祭神 大物主命 崇徳天皇を祀れり、然るに「明細帳」に「大那牟智命」と書きて、又の御名を擧げたり、殊に其の書方は古事



記日本紀古語拾遺にもよらぬ書き方なれば今古事記によりて改めたり  
八幡神社

一、祭神

胎中天皇

一、由緒

「明細帳」に「不詳」とあり

一、考證

此の社の勸請も例の如く「明細帳」には記さずされど當社の書留に「貞享三丙寅年三月十五日末社八幡之社頭 寄進太田善右衛門」とありて菅原神社の棟札より古き事二十三年也右書留の文字のみにて直に貞享の勸請と見認めかたきも兎も角其の年代より祀れることを證據立つへし 扱又御祭神を應神天皇と記さず胎中天皇とせしも異例也母后の胎中に坐しノて三韓を征服されしより出し御名ならんも男山鶴岡などの如く正しく有度事也 尙村社八幡社の部にいふへし

稻荷神社

一、祭神

保食神

猿田彦命

大宮能賣神

一、由緒

「明細帳」に「不詳」とあり

一、考證

享保九年明細書に「天神一社 八幡一社 稻荷一社」とあれば享保以前の勸請なること明なり  
抑稻荷大神の本原の社は京都府下山城國紀伊郡深草村に鎮り坐す官幣大社稻荷神社にして御祭神は種々の説あれど明細帳に載れるは倉稻魂命 猿田彦命 大宮女命の三柱にして本宮既に宇迦之御魂神とすれば分祀の社も無論然あるべきの處此に保食神とせるは平田家の説に據れるにて保食神は古史傳に豊宇氣毘賣神の又の御名と定められたるによりて明細帳調製の際<sup>明治十年</sup>保食神と記せるならん御同神に



は相違なかるへきも稻荷社としてばしばらく宇迦之御魂之神となすへき乎

扱稻荷神は近畿は勿論中國より關東へかけて津々浦々到處に祀られたまひて凡崇敬者の多き此の社の右に出るは無るへし而して其の多き原因は何故なるか詳ならされども、秦山集雜著甲乙錄二に「稻荷稻成之訓 五穀之神也凡君臣上下不可不祭也」とありて宇迦之御魂神は神宮の外宮に鎮り坐す豊受の大神と御同躰にして御神徳の廣大なることいふまでもなし 又猿田彦神は天孫降臨の際偉勳を立てさせられ大宮能賣神は宮中にて君臣の間を調和し給ひて宮中に入出入る人を問ひ知食すなど御功績大なる神故に八神殿の御祭神の内にも入り給ひて三柱とも神徳宏大に坐す物から後三條、白河、堀川、鳥羽、崇徳、二條鳥羽の各天皇行幸あらせられ又淳徳、後嵯峨などの先帝も御幸あらせられて皇室の崇敬最も厚かりしを以て上に倣ふ下たる萬民の崇敬も自然厚かりしならん是れ崇敬者の多き第一因とも謂ふへきか而して其の第二因とも見るへきは、本朝通鑑に「稻荷神者素盞鳴之子倉稻魂之

靈上古有使狐之事乎未詳所以然焉惟村々家々素有狐常隱而不見故村里家墅有閑地必構小祠稱稻荷以祭狐神而祈福攘災也」とありて和漢三才圖會にも同意味のこを記せり抑稻荷の大神と狐との關係は古くより本邦には神使又は使令と稱して幽界に於て神明か動物を使用遊はすものと信せり太神宮の鶏に於ける春日の社の鹿に於ける八幡宮の鳩に於けるか如き皆同一にして稻荷の大神の狐も亦此の内に入るへきもの也斯くて鶏鹿鳩など皆令使と信し妄りに虐殺すること恐れたれど未だ狐の如く神さまでは崇められさりき然るに狐は全く稻荷大明神にして稻荷大明神は狐なりと信仰せらるゝに至りしは同じ動物崇拜の風俗なから少く異例なりき故に各地到る處の田間林野なごに祀られたまへる稻荷の祠は皆この第二因に基くものならん 口碑によれば中町伊達太右衛門氏の邸内に何の頃とも知れず狐が穴を掘りて棲けるを同家より祠を新築して祀れるなりと

### 事代主神社

#### 一、祭神



事代主命

一、由緒

「明細帳」に「不詳」あり

一、考證

此の社は慶應元年十一月の勸請にして當市の豪商田中武兵衛實名義知の鎮守也義知崇敬の餘り私邸内に鎮祭するは神威を汚すの恐れありとて新に神殿拜殿鳥居玉垣に至るまで自費を以て建築し諏訪神社の末社となせり故に此の社の造營は今に田中家一族の負擔となれり但し田中義知か之を祀りし動機は如何ありしや知るに由なきも察するに事代主命は俗に七福神の一として商家の崇敬格別厚き神にませは斯くなりしならん扱七福神の事はさして用なければ此には言はず

政成神社

一、祭神

倉稻魂命

猿田彦命

大宮能賣命

大山祇命

一、由緒

「明細帳」に「不詳」あり

大山祇命は濱田村字新田町民の崇敬せる所 本社境内山神社と稱せるを明治三十八年十月四日官准を得て合祀せり

一、考證

此の社は初め濱田の生川吉左衛門私邸内の鎮守にして嘉永六年六月伏見稻荷神社の御靈璽を拜受して祀れる所なりと云ふ諏訪神社境内へ移轉せしは同社の鍵の柄に「奉遷宮萬延元年酉年 二月十二日正一位政成大明神鍵」と二十三字あるにて勸請の概要を知るへし

山津見神社

一、祭神

大山祇命

天照大御神







大山神祇命 久六町 不詳

大山神祇命 比丘尼町 不詳

大山神祇命 川原町 不詳

大山神祇命 北應の園町 不詳

大山神祇命 南八町 不詳

津島神祇命 南八町 天保八丁酉年勸請

秋葉神祇命 南八町 不詳

加具山神祇命 南八町 不詳

伊達貫一郎所藏元祿十二年書留の一節に北山神と私畑下水路を庄九郎方よりつぎ留申候故云々の文字あり是にて此の社は元祿時代より在りしことを知るべき也

井島茂作所藏明和年代の書留に町山神有之候是は六月へ入相勤申候云々の文字あり以て明和年代より有る事を証すべし

大山神祇命 下新町 不詳

合殿神祇命 神明社 併神明社は勸請年月不詳し町内一同尊敬罷在候

此の神明を葦原神明と稱し往時此の邊か葦原にて在りし頃より祀れる最古の社なりとの口碑あり

倉能賣命 大宮能賣命 五番屋敷に鎮祭せし處此

豊川稻荷社を始め合殿二殿の社なり

合物主命 日明の允準を蒙り現地

津島鳴命 新丁向 不詳

往時南新丁と私稱せし部落人民の崇敬せし所なり

大山神祇命 濱北 不詳



大山神祇社	北條町	不詳
大山神祇社	北納屋町	不詳
津島神祇社	藏町	不詳
素盞鳴神祇社	中納屋町	不詳
大山神祇社	字五丁	不詳
大山神祇社	樋之町	不詳
大山神祇社	字五丁	不詳
境內社	南納屋町	不詳
津島神祇社	字五丁	不詳
素盞鳴神祇社	字五丁	不詳
稻荷神祇社	南納屋町	不詳
猿田彦神祇社	字外起	不詳
倉稻魂賣命	南納屋町	不詳
大宮能賣命	字外起	不詳

南納屋町 文久元年辛酉十二月五日  
 字外起 勸請

境内社は安政年度悪疫流行  
 拜受致し張國津島神統崇信仕候  
 處大に病毒を免れ依て以候  
 山神の祠中に合祀罷在候  
 治十四年中十二月廿八日許可  
 を得て創設す

井垣勘藏と云ふ人の邸内鎮  
 守なりき

大山神祇社	袋町	不詳
大山神祇社	字五丁	不詳
稻荷神祇社	高砂町	不詳
猿田彦神祇社	字新築	不詳
倉稻魂賣命	字新築	不詳
大宮能賣命	字新築	不詳

本社は御屏を三前に造り  
 土神を祀り伊藤半助の額を掲  
 上り抑此社は宇助の額を掲  
 けたり又藤半助の額を掲  
 記に抑此社は宇助の額を掲  
 住入り兵衛申は物出候  
 處より候はる物出候  
 の思ひ申候はる物出候  
 を寄せ候はる物出候  
 歸りぬ處を人集りて奉議  
 に奉勸請仍て毎集りて奉議  
 甲寅六月四日神主生川石見  
 守と有りて初日は神主生川石見  
 の山に神の社を祀りしは消え  
 もての神の社を祀りしは消え  
 明細帳には由緒不詳とあり  
 と當市の舊領主大和郡山  
 柳澤甲斐守の領主とあり  
 陳屋の構内に祀りし社也  
 後領主の更迭は有りたり  
 と新社の初めは然りしとあり  
 維新の初めは然りしとあり  
 しへ引續き三重縣支廳とあり  
 際該支廳構内(今第一



尋常小學校(在地)より高砂町の海岸へ移轉せしは明治七年十一月二日なりしといふ

八幡社 濱田村 不詳

應神天皇社 濱田村 不詳

文明は文久の誤りにあらざるか

神明社 同村 文明元年丑九月鎮座

大日靈貴尊 同村 不詳

稻荷神社は明治初年正月勸請元花蝶稻荷神社と稱する處同一年は單に稻荷神社と稱し四日市堅町岡本庄吉邸内に私祭の處十七年七月二十日同郡濱田村山神社境内として移轉公稱許可

山之神社 同村(江田町) 不詳

山之神社 同村(北濱田) 不詳

山之神社 同村(北濱田) 不詳

山之神社 同(十七軒町) 不詳

山之神社 同村(橋南) 不詳

山之神社 同村(四津屋) 不詳

山之神社 同村(出屋敷) 不詳

山之神社 川原町 不詳

以上四十三社合祀の式は明治四十一年二月十一日に始り十六日に終了せり

一考證

何年代に斯く多數の山神祠を祀りしか記文の微すへきものなくして明言し難きも前表の考證概要の欄に掲けたる諸家の古文書を綜合して考ふるに蓋し元祿以後に祀られたるもの、如し抑々山神は讀て字の如く山の神也即ち山津持の神にて山を持坐す神なりと先哲の言れたるか如しされは古は造營の爲め材木を要する時は先づ山の神を祭り伐りたる木の本と末とを山の神に奉り中間の處を持來て皇室或は



神宮の御造營をなす是れ延喜年來の古例にして現に神宮の御遷宮度に山口祭と云ふ式のあるは是れか爲也然るに市街の眞只中に山神を鎮祭せるは何の爲とも解しかねて甚怪訝に堪へざる所なり一説に往時未開の山村僻陬に在りては虎狼の害少なからず故に其の害を避けんか爲に山神を祀りたる其の風習の一般にうつりしならんといへど是又穩ならず惟々信すへきは御巫清直老人の説に町村の街衢に祀られたまへる山神は中古塞神サヘカミと稱して八衢比百神 八衢比賣神 久那戸神の三神を山神ヤマノカミを山神に取違へて祀れりしならん右の三神は伊邪那岐命の黄泉の國より歸り坐し、時に出來させられたる神にして惡鬼邪神を防きたまふ神として延喜式にも道饗祭と稱して此の三神を祭り給ひしより民間にても鬼門の方位に祀れるもの有るは皆是れか爲にて正しく三神を山神と誤りたるならんとは頗る首肯すへき説にて當市の山神社は夏季疫病流行の際などに或一ヶ町か山神を祀りて病魔を防きしを其の附近の町々先を争ひて祀りし社の存せるならん現に井島家に傳はれる明和年代の古文書に「町々山神有之候是は六月

一、建築物

に入相勤申候とある此の六月に入相勤候といふ文辭こそ誠に病魔を防く爲の祭祀なりしならんと謂ふへけれ

本社  
本殿 八幡造  
拜殿  
透塀  
神饌所  
繪馬殿  
手水舎  
樂殿  
神廐  
文庫  
庫



本殿 拜殿 板垣 鳥居  
 八幡神社  
 本殿 平唐門 玉垣 鳥居  
 政成神社  
 本殿 拜殿 瑞垣 鳥居  
 山津見神社

寶殿 鳥居 築牆 燈籠  
 境內社  
 菅原神社  
 本殿 雨覆殿 拜殿 玉垣 燈籠  
 四基  
 鳥居  
 稻荷神社  
 本殿  
 金刀比羅神社



本殿  
蕃垣門  
瑞垣  
祭舍  
玉垣  
鳥居

一、境内 貳千參百九十貳坪

内

百五拾參坪

地籍濱田村字諏訪

貳千貳百三十九坪

四日市字諏訪西

附記

當社は市の西南にありて近來老樹の枯損せるもの有りて稍風致を損せるの恨みなき能はさるも松柲等の大木少からず市街地の神社としては森林多き部に屬すへき也隣接地に保光苑あり三十七八年戦役の記念事

業として築かれたり名けて保光といふは平和克復の詔に「國家の光榮を無窮に保つ」と仰せられたるによるなりと云ふ

一、氏子 六千 大正四年現在

一、崇敬者 同上

一、祭日

祈年祭 二月

新嘗祭 十一月

例祭 九月二十七日

附記

當社の大祭日は毎年九月二十五日に始り二十七日に終る先例にて其の内二十五日六日兩日は試樂にして二十七日を當日とす三重縣より供進使の參向せらるゝも斯の日なり維新前は御鎮座の日即ち七月二十七日なりしを維新後八月と改まり其の後復九月と變りたり此の地



の方言に遷物と稱する出しの事につきては祭禮案内記てふ小冊子に  
委しければ此には贅せず

一、寶物

- 一、古文書 三通
- 一文宣王像 一軀
- 一、右厨子 一字
- 一、外厨子 一字
- 一、古劍 一口 無銘
- 一、古刀 一口 有銘 左文字

往昔神道管領と稱せし卜部家より下したる宗源宣旨といふもの

一、基本財産 大正四年現在

- 一、金六百貳十壹圓貳十九錢九厘
- 一、金貳千六百五十圓 有價證券
- 一、市街宅地 八百四十一坪六合五勺

一、田

壹反四畝九步

一、公園地成

四反四畝貳十八步



# 村社 八幡神社

一、祭神

胎中天皇

一、由緒

「明細帳」に「不詳」とあり

明治六年三月村社に列せられ四十年八月三重縣告示第二一九號を以て幣帛供進社に指定せらる

一、考證

應神天皇と書くを正當と爲すべき事は縣社諏訪神社境内社の條に云へり然るに此の社も明細帳には胎中天皇とあれはしはらく元の儘とせり而して由緒も不詳とあるは明治十二年明細帳調製の際精密になさざりし罪にて元來濱一色村は往昔三重郡海藏村大字末永より移住せし部落にて其證左となすべきものは末永神明社の棟札に「天文六年丁酉二月

四日市市大字濱一色字八反畑六百八十八番地録座



村社 八幡神社



無格社 鵜森神社



末永村總氏子中 濱一色村總氏子中とありて天和四年元祿七年寶永四年享保十三年寶曆三年明和二年安永六年等總て八枚ありて何れも濱一色村總氏子中と記せるによりて濱一色と末永との往時の關係を知るべき也而して本社八幡神社は正保三年の勸請にして同社の棟札に「大日本國勢州三重郡濱一色村總氏講等上棟次伏願八幡大菩薩神社以新建立當社者也 正保三丙戌年八月十五日」とあるにて明也但し濱一色村總氏講と記して氏子と書かさりしは天神講或は庚申講など稱して崇敬者の團躰を指す當時の風習より出たる書き方にて最も面白き所なり扱又末永には神明社の外に八幡社をも祀りて或る一部の人民は神明社を總社と仰き八幡社を氏神と稱せり故に往時八幡社氏子の移住して濱の一色を組織せし當時元の氏神八幡神社を分祀せるものならん其の御神徳の如きは前編に拜悉したれば此には省けり

## 一、境内神社

淺間神社